

平成14年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成14年9月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (13名)

2番	小野隆雄	4番	山本直子
5番	松田正	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
10番	西谷剛周	11番	萬里川美代子
12番	中川靖広	13番	喜多郁子
14番	浅井正八	15番	木田守彦
16番	吉川勝義		

---

1, 欠席議員 (1名)

1番 森河昌之

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 上埜幸弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	野崎一也	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫		

---

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長 (小野隆雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、会議は成立いたします。なお、森河議員から欠席の連絡を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、6日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、5番、松田議員の一般質問をお受けいたします。5番、松田議員。

○5番 (松田 正君) まず初めに、ご承知のように、住民基本台帳ネットワークが8月5日にスタートしたことについての感想をお伺いしてまいりたいと思います。

制度実施の前提条件としています個人情報保護法案が審議未了となり、制定されないままに住民基本台帳ネットワークが8月5日に見切り発車をいたしました。このことは、一口に言って、政治に対する不信を助長し、国民の信頼性を著しく損なうことになるのではないのかということで、多くの不安が国民の間から出ていることも事実だと思います。

したがって、地方自治体の首長としての立場から、町長としてはこの事態をどのように受けとめておいでになるのかということをもまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長 (小野隆雄君) 小城町長。

○町長 (小城利重君) 住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、住民基本台帳法の一部改正する法律が平成11年の8月18日に公布され、この法律の施行期日を定める政令により、平成14年8月5日から施行すると定められております。

このことから、法律に基づいて運用しなければならない立場にある自治体といたしましては、法律の施行期日である8月5日に実施稼働をいたしておるわけでございます。

この関係等につきましても、斑鳩町の議会におきましても、6月議会で延期を求める意見書も出ておまして、町理事者側あてに議会からその要望等の回答を8月3日までですか、そういうことをいただいています。我々としては、理事者等担当も含めて十二分に協議をしながら、非常にこの問題については、国で定められた中で法律を遵守しなければいけないという中でも、より慎重を期すことが一番大事であろうと。何言いましても、国民の信頼というのは、小渕総理のときに、この個人情報の保護法制を整備するということを申されておられるわけでございますから、さきの国会で個人情報保護法案が成立せず継続審議になっているということが大きな問題であろうと思います。

いずれにいたしましても、町としても、理事者等、職員等交えながら、その関係等については、情報の漏洩等について、あるいはそういうものについては万全を期しながらやはりせざるを得ないのではないか。我々の立場といたしましては、国の関係等について、法律として決まったものについて我々としてはそれに準じていかざるを得ない、そういう気持ちでおります。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 住民基本台帳ネットワークのシステムの中で、今、住所、氏名、男女別、生年月日、この4条件になってますけども、このことがある意味では、今日社会でも一般的に活用されてしまっている。今さらこの基本台帳でこの4条件について、ざるの目から水が漏れるような状態に今日なっている中での個人情報ということを理解しますと、余り意味がないんじゃないかという感覚も出るかとは思いますが、そこに基礎の思想というものについて、私は極めて憂慮しなければならない状態があるのではないかというふうに思います。

ただいまご説明がありましたように、地方自治体の長として法律を守る、ある意味では、民主法事国家における地方自治体の長としては当然のことであろうかと思うんです。ところが、私どもはやはり、その実施の前提条件として、このような形で制度化をされていくということについて、果たして法律違反だということだけで決めつけていいのだろうか、だから守るんだということでもいいのだろうか。少なくとも、これこれをやります、そのためにはこのことを実施をします、このことをちゃんと整えますというふうに国民に約束をしたんだと思うんです。しかし、そのことが整えられないままに実施をされるということについて、不安を抱くことは当然だというふうに思いますし、必ずしも私は本意ではないのではないかというふうに思うんです。

そういう立場から、先ほどは行政の長としての立場からのご説明をいただきました。そのことについては、ある意味では理解をいたします。今度は、政治家小城利重として、一体こういう事態をどういうふうにお感じになっているかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 住民基本台帳法第1条の目的第3条市町村の責務及び第7条住民票の記載事項の定めにより、住民基本台帳ネットワークシステムの運用を実施する責務があります。また、住民基本法第30条の5、都道府県への通知の規定により、市町村長は

、住民票の記載等を行った場合には、全住民の本人確認情報を電気通信回線により都道府県に通知するものとされており、住民選択性や任意性を一切認めないことになっております。

しかし、先ほどもお答えさせていただきましたように、個人情報の漏洩についての住民不安に、町としては、住民基本台帳ネットワーク運用管理規程や緊急時対応計画を定め、個人情報保護、セキュリティ対策に万全を期して運用をしまいたいと考えております。

今、松田議員から特に政治家としての立場でございますけれども、これは以前からも一般質問でも出ておりましたように、最終的には国民総背番号制につながっていくのではないかと。一番この問題について、今現在は、氏名、生年月日、性別、住所の4情報だけで、これは私たち今でも閲覧できるわけです。役場へ来たら、何も別に住基ネットの4項目の関係等については、いまでも縦覧できるということでございますし、内容等は一致しておるわけです。

ただ、一番問題になってきますのは、運転免許証番号や年金番号のかわりに住民票コードを使うことを問題にしているということが出てまいります。そこらのことを明確にしていかなかったら、やっぱり政治として、政府がされているような関係等については、国民の不信を招くのではないかと。今はとにかく4桁ということでおさまっておりますけれども、今後の不安情報というのは、そういう形、総背番号制につながっていく問題等については、やっぱりより慎重に議論をしていくことが大事であろうと。

私自身も、やっぱりそういうことについては、なかなか複雑なこういう問題等について、まさに真剣に議論することが大事であろうと。今になって政府総務省が、そういうことについても検討会を申されてますように、総務省の中でもかなりのやっぱり、けんけんがくがくの意見はあろうと思います。ただ、今4桁だということでおさまっておりますけれども、今後のやっぱり情報等を十二分に考えながら、私としては当然国に申すことは申ししていく、あるいはまた総務省の中でそういういろんな議論がある中で、奈良県の町村会、あるいはまたそういう中で我々の意見が反映できる、またそういう場をやっぱり設けていただいて、そういうことの議論を高めていく課題であると、私自身はそう思っております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） ありがとうございます。

このことは事務方の答弁で結構であります。住民基本台帳ネットワークシステムの推進協議会という関係の入ったパンフが手元にも届いていますが、推進協議会というものの性格、あるいは組織、こういうものについてはどういうふうになっているのかということをご説明をいただいております。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問をいただいております住民基本台帳ネットワークシステムの推進協議会でございますけれども、これは住民基本台帳ネットワークの円滑な構築と運営を図ることを目的にされまして、平成11年の10月にこの組織が結成をされております。都道府県間の連絡調整とか、その他の事業を行っているということでございます。

これの構成メンバーでございますけれども、都道府県の住民基本台帳ネットワークシステムに係ります担当部長をもって組織をされているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 先ほど、政治家としての個人的な立場での町長の見解をお聞かせいただきました。確かに言われているような関係が問題になってくるんだろうというふうには私は思いますが、特に憲法が保障する個人の人権と自由が制限され抑制されていく、そしてだんだんとこれに刑罰が付加をされて、そして強められていく、そして自由と権利が奪われていく、こういういつか私どもが歩んだ道を今進みつつあるのかなというようにさえ思われて仕方がありませんし、識者の中では、そういうことを声高に警告をしている人もありますし、地方自治体の中におきましても、自治体の長として到底このことは受け入れることができないとして実施をしないということを宣言している自治体もあることも事実であります。

私は、そうした立場から、平和を愛する一人の国民として、いつか私どもが歩んだ過ちを再び繰り返すことのないように、その原動力になっていくことのないように心から期待をいたしたいし、望みたいし、しかも、先ほど町長が言うておいでになるような関係につきましても、十分に住民の意思として行政、関係機関に伝達をし善処をされるように強く求めておきたい、このように思っています。

次に、地域集会所の問題に移らせていただきたいと思います。

地域集会所の整備構想に基づくいわゆる建設計画が凍結をされたままになっていますが、今後どのように対応しようとしているのかということについて提起をいたします。

1 つには、地域集会所の整備充実についての必要性について、どのように認識をされているのかということについてお尋ねします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民意識の多様化する中、生活の場としてコミュニティに対する関心や住民の自治意識が高まり、住民と行政の相互の協力関係を深めていくことが求められていると。そういったこととともに、高齢化社会の進展や女性の社会進出により、さらにこれらのことが進むだろうということでございます。人と人とのつながりのあるコミュニティの形成、地域社会の連帯強化を行う住民参加のまちづくりの活動が求められています。

このことから、本町といたしましても、地域単位のコミュニティ活動を推進するため、その活動拠点としての利用できる集会所等の施設整備が必要だと認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 5 番、松田議員。

○5 番（松田 正君） それでは、基本計画そのものについては、現在も有効だというふうにお考えになっているのかどうか、聞かせてください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在も有効かどうかということのご質問でございますが、この計画につきましては、（仮称）地域交流館建設計画というものでございますけれども、これにつきましては、平成9年に、小学校区を基準に自治会単位できめ細かな、集会施設とともに自治会間の活動拠点としての利用できる多目的集会場の整備を図る目的に、町内9カ所において整備していくことで計画を策定させていただいたところでございます。財政の厳しい中、ふれあい交流センター及び（仮称）総合福祉会館建設計画がまず先決だということで、本町といたしまして当分の間この事業の進行について延期させていただくということで、平成10年4月23日開催の総務常任委員会で報告させていただいたところでございます。ご指摘の基本的な整備計画につきましては、現在も有効と認識いたしております。

○議長（小野隆雄君） 5 番、松田議員。

○5 番（松田 正君） それでは、地域集会所は必要である、また基本構想は現在も生きている、こういうことが明らかになったわけでありましてけれども、それじゃこの基本構想の中で、見直しを必要としているのかしていないのか、このことについてどういうお考えでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現時点におきましては、現計画であります（仮称）地域交流館建設計画により進めていかなければならないと考えております。なお、先般の総務常任委員会において、助役より、当計画の中で9カ所という地域の位置については見直す必要もあるだろうということで答弁させていただいたところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 重要度を認めながら、まだその順位が来ていないと、他の優先すべき施策があるというふうに言うておいでになるわけでありましてけれども、この凍結解除の条件としてどのようなことが考えられているのかということについて聞かせてください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町といたしましては、（仮称）地域交流館建設計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、引き続き財政的に厳しい状況にありますが、当分の間延期いたしたいと申し上げてまいりましたが、（仮称）総合福祉会館については、整備検討委員会において検討をしていただいております、その結果といたしまして、スムーズに進展すれば平成15年度、16年度に完成したいと考えております。この建設のめどがついた時点において、議員皆様方とご相談申し上げてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 地域集会所の整備構想について、今日まで何回かそれぞれの立場でご質問がされておりますが、その都度答弁が異なるというようなこともあって、かつて総務委員会では、町としての統一見解をまとめてもらいたい、こういうことを要請いたしておりますが、いつごろ統一見解が発表されることになるのか、お聞かせをください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今後の対応でございますが、先ほど申し上げましたとおり、（仮称）総合福祉会館建設についてめどが立った時点におきまして、改めて（仮称）地域交流館建設計画に対しましての町の考え方を示し、担当常任委員会にご相談申し上げながらその事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、（仮称）地域交流館建設計画を進めていくに当たりましては、議員皆様によくご理解とご協力を得るために、この建設計画に対する町の統一した見解につきましては、今議会の開催の担当常任委員会に示してまいりたいと考えております。



○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） この議会中に担当委員会に説明ということありますから、この問題につきましては、その時点にさらに議論を進めさせていただくことになろうかと思えますので、この程度にとどめておきたいと思えます。

次の問題は、しばしば今日までも質問いたしてまいりましたが、町営墓地公園計画についてであります。計画の実現に向けて今日の状況を判断いたしまするに、全く実施をする気に真剣になっているのかどうかということについて、余り意欲的な取り組みとして感じられないわけでありまして、現在計画はどのように進められているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この町営墓地整備計画についてでございますが、この件につきましては、平成14年3月議会におきまして、町営墓地構想につきまして質問者よりご質問をいただいております。その際にも答弁をさせていただきましたが、現在白石畑地区と協議を進めておきまして、3月議会以後4月9日に白石畑地区の住民の方々と2回目の懇談をさせていただいた折に、地元内での協議にしばらく時間が欲しいという要望を受けまして、町としてはしばらく静観をすることにしておりましたが、何ら回答がないということから、8月の19日に白石畑に出向きまして白石畑自治会長と面談し、地元での協議の状況について確認をさせていただいたところでございます。

白石畑自治会長によりますと、地元での意見がなかなかまとまらないが、近々地元の会合をもって結論を出させていただくということではございますので、白石畑の結論が出た時点において、地元より報告をいただくことをお願いしてきたところでございます。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 事柄が事柄であるだけに、非常に用地の選定などについて難しい面があるんだろうということについては理解をいたします。しかし、今日までお聞きをいたしておりますと、いつでも同じような感覚でお答えが返ってくるというふうには思います。結局、積極的に進める意思があるかどうかということになりますと、それはあるから話してんねやということにもなるんだろうと思うんですけども、何かこういう言い方については失礼かわかりませんが、その場限りの答弁に終わっていつているんではないかというふうな感じを持ちます。この際やっぱり態度を明確にして、そしてやるんか

やらんのかもはっきりするというぐらいの関係について検討し、町民の不信を助長させると、ああでもないこうでもないということで何か期待を持たせながらできないということで、だらだらだらだと来ているという状態はたまらんとするんです。

したがって、この際、住民の不信を助長させないために、町として一体どう考えるのかという態度を明らかにすべきではないかと、このような感じもするわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 先ほど助役が申し上げましたように、なぜ今白石畑かという問題等でございますけれども、松田議員が当時議長の時分に、先だっても名刺を持ってこられた方、当然我々としては、特にあそこの問題については、安定型5品目の関係を埋め立てて墓地にしたいんだということもございました。その関係については、助役初め我々等何回かそういう方々が助役室へお越しにいらしていろいろとされてきたわけです。しかし、それは私は絶対だめだと、そういうことは我々は許可しないということで体を張ってまいりました。そのことは、恐らく白石畑の方々もよくご存じだと思いますし、そのことを踏まえる中で、やはりそういう、今現時点の白石畑の墓地等がある中で、やっぱりそういうことが可能であるのかなのか、そこらをやっぱり私は、2月7日に初めて白石畑の方に行ってまいりました。町としては、いろいろ以前からも、吉川議員や、あるいは喜多議員とか、いろいろな方々が、こういう問題等についていろいろと出てまいりました。当然町の3次計画の中にも入っておりますように。

しかし、私はなかなかこの問題は難しい問題であろうと。その中で、いろいろと白石畑の問題が解決する中で、できるのかできないのか結論が出る中で、私はもう決断を下すべきだということで、今現時点では、もう今計画はいたしておりますものの、そういうことについてはなかなか難しいと私は判断をいたしております。

その中で、今現時点では、墓地管理組合等の関係等についても、今現在相談申し上げながら、今いろいろと整理する中では、100基ほど大体できるんだということも墓地管理組合から申されております。そのことについては、以前から、あの極楽寺の問題等については、暴力団の問題等の関係等がございました。やはりその問題等を整理しながら、いろいろと墓地管理組合との協議を進めていく中で、円満に進めていけるのであれば、そういうことも視野に入れながら今後は対応をしてまいりたいと私は考えています。

今、松田議員のおっしゃっていただくように、町は積極性がないとおっしゃればそのと

おりでございますし、我々としては、非常に白石畑の問題については、その状況等を考える中で、非常に体を張って、安定型5品目の関係の墓地については阻止をしてまいりましたし、そういうことを踏まえる中で、果たして白石畑でその墓地がやっていただけるのか、いただけないのか、そのことについての今結論を求めているところでございますので、そういうご理解をいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 大変ご苦勞をおかけをしているというふうに思います。確かに昨今の墓地需要の実態を見ますと、やや停滞ぎみにあるのではないかなというように私は思います。果たして、自治体が、財政困難な折、しかも事業の非常に山積している中において、果たして墓地公園構想というものを町みずからが開発していくということについての価値判断でありますけども、いわゆる投資効果に期待が持てるのかどうか疑問がなしとしません。費用対効果の面から見ましても、再検討をし、場合によっては、町が行う公園墓地構想を断念するということがあってもいいのではないかなというようにも思います。したがって、いたずらにその対応を先延ばしするというのではなくて、できるだけ早い機会にこのことについての対応について明確に態度を表明していただきたい。また、そういうことが必要ではないかという見解を申し述べてこの件については終わらせていただきたいと思います。

最後の問題でありますけども、JR法隆寺駅を中心とする整備計画についてであります。

論議の中心はここに求めたいというふうに思っていますので、それなりに的確にお答えをいただきたいというふうに思うんですが、本定例会の初日の本会議における委員長報告、町長の説明を聞きながら思うんですが、率直に言って、果たして本年度中にこの基本的な改築構想をまとめるということが出来るんかなということについて、一抹の不安を覚えるわけであります。報告、説明を聞いてさまざまな角度から検討を加えてきた結果、JR法隆寺駅の改築をめぐっては、移転新築ということではなくて、現在地における駅設備の改善を図るという基本的な方針であるという姿勢が示されたというふうに私は受けとめております。このことの認識について、そのように受けとめていいのかどうかということをもまずお聞かせをいただきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 駅舎の改築に関しましては、移転も含めて検討をしては

どうかと、本会議や委員会のほうでもご意見をいただいたことを受けまして、現在実施しております基本構想策定のための調査におきまして、まず駅の位置について検討をいたしました。その結果につきましては、委員会でも報告をさせていただいたとおりでございますが、現在の位置が最良であると考えておりまして、今年度中に現在の位置での構想を策定すべく取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 移転新築という意見などもあるが、町としては、現在のJR法隆寺駅の設備改善を図るという基本的な立場を表明されました。

私は、現下の諸情勢から判断をいたしましても、現実的有効な対策としては、やはり現地点で構想を考えるということが一番望ましいのではないかとこのふうにも考えています。

そこで、町が考えています駅設備の改善構想とは、既に今日まで述べていますように、橋上駅化と南北への自由通路の確保、エレベーター、エスカレーター等のバリアフリー化の設備の設置などであるのかどうかということについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 新駅舎に設置する設備の内容についてでございますけれども、まだ具体化はしておらないところでございます。今、質問者がおっしゃいましたとおり、自由通路の確保、それとエレベーター、エスカレーター等バリアフリー化設備、また観光案内や展望できるようなスペースの確保も検討してはどうかと考えてございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 今、述べておいでになりますように、町が基本とする構想について、調査を依頼をしているコンサルタント会社との関係について、十分に連携をとって今進められているというふうに理解をしいいのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 以前から議員のほうからもご指摘いただいているところでございますが、駅舎改築を進めるに当たりましては、鉄道に関する法律や基準など専門的な知識も必要でございます。コンサルタント業者に依頼を行っているところでございます。構想をまとめるに当たっては、コンサルタント会社とJRと十分連携をとりながら進めておりますし、今後も進めたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） それでは、これからの手順、構想がまとめられていくについて、コンサル会社の最終報告というのは、いつごろ提出されると想定されているんですか。どういう契約になっているのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 基本構想の策定手順といたしましてですが、まず現況の把握及び駅周辺地区の課題等の整理を行いまして、それをもって駅舎の位置及び構造上の検討を行うことといたしております。駅舎の位置や構造等が具体化すれば、そこへ通ずる暫定的なアクセス道路の整備計画や駅舎の基本計画の検討を行っていく予定でございます。来年3月末をめどに今現在進めているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 来年3月までにいわゆる町とコンサルとJRとの協議をまとめて、その結果が最終報告書として提出をしてもらおうというふうに言っているわけですけども、そうであるとするならば、現在のような論議の状況では、かなり困難ではないのかな、もう少しやはり積極的に進めていく必要があるのではないかなというような気がするわけですが、私はただいままで質問をいたしましたことを前提にして、JR法隆寺駅の改築整備の基本方向について、いわゆる従来の固定概念にとらわれずに斬新的な発想に基づく構想のもとで計画が樹立され実行されることを期待をし、若干の意見を申し述べてみたいと思うんです。

1つには、JR法隆寺駅の改築整備の考えられる対象範囲につきましては、いわゆる上り方は、構内踏切から王寺方面には、いわゆる県道斑鳩高田線の高架橋までの間が想定されると思います。この間を想定して考えてみたい、こう思っています。

現在のJR法隆寺駅には、線路設備として3線——上り、下り、上り退避線がありま  
すけれども、どうしても今日の貨物輸送などが廃止をされた以降における状態として、法隆寺駅に3線が必要なかどうか。退避線の撤去、いわゆる通常3番線と言われているけれども、の撤去が可能なのか不可能なのか。このことを明確にし、もしも撤去が可能であるとすると、計画を樹立をするについて、かなりな考慮範囲が出てくるというふうに私は思います。したがって、現位置で改善を図るとするならば、そのことについてまずJRと可能性について意向打診をすることが急務ではないか、最大の課題ではないのかというように考えているということが1つ。

それから、そうであったといたしましても、JR法隆寺駅周辺が非常に狭隘な土地、いわゆる周辺整備が行き詰まっている状況の中でどうして有効な土地利用を考えることができるのかということが、最大のこれまた重要なポイントになってくるんだと思います。

したがって、私は、可能な限り、駅の乗降口というのは王寺寄りにやはり設置をする。このことによって、運転保安設備の位置変更と構内踏切道の拡幅などについて改善の余地を見出すことができないのかどうかということについて分析をする必要があるんだらうと思います。ご承知だと思いますけれども、法隆寺駅の上下ホームの関係につきましては、下りホームはやや手前になりますけれども、上りホームにつきましては、斑鳩高田線の橋の下までぐらいホームがあります。だから、そういう関係から、ホームなどの必要な施設、用地というものは自然確保されているという状況にあるということでもあります。

さらに、これがメインになるわけですがけれども、橋上駅化と自由通路を見直すという関係について、現在の状態で一体どう考えることができるのかということについて、なかなか明快な打開方策が出てきていないんだというふうに私は思うんです。特に北側の関係についても、そうした関係の用地を見出すことができない。広場の確保もできないというような状態をどう打開をするのかということになるというふうに私は思います。

そこで、橋上駅化と自由通路構想というのをもう一つ見直して、この構想をさらに発展をさせて、橋上駅化にあわせて、いわゆる広場をつくる。上下ホーム、あるいは3線の上の空間有効利用を考えるということがあっていいのではないかと。いわゆる橋上駅化にあわせて駐車可能な橋上駅前広場を設置をする。少なくともホーム上屋ができてきたら、ホーム上屋ぐらいの間隔は全部附帯をして駐車場にするというようなことは可能であろうと思いますし、いろいろ検討の結果によってまたさらにそれを拡大することが可能であるというように考えます。あわせて、橋上駅前広場を設置をするという構想の上に立つ。そしてそこに自動車の乗り入れが可能な通路というものを確保するという考え方に立って構想を練ってみてはどうかというふうに私は思います。

さらに、そのことが実現するとするならば、橋上駅のいわゆる屋上を活用して展望台などを附設をしていこうという考え方も示された向きがありますけれども、そのことについては、駅前広場から展望台に上れるというようなことを考えますと、さらに有効性が広まる。しかもこれは、北側の住民が主体性をなす斑鳩町民が最も利便性を高めることになっていくのではないかと、こういうような利点があるように思います。

私は、こうしたことを基本的な改築構想の基本に据えて十分今後検討をされていくこと

が、より法隆寺駅の改善、改築についての大きなファクターになってくるのではないのかな、こういうように考えているわけであります。

設備の改善等についてはそうでありますけれども、これについては多大の財政措置が必要になってくることは否めません。そこで、この事業を執行する目的としたいわゆる町独自のいわゆる個人向け事業債の発行について検討をしてみるということになったら一体どうなんだろうか。これは、国が行う個人向けの国債の発行に準じた取り扱いを参考例として検討することにならざるを得ないかというふうに思いますが、このことよっての考えられる点は、ペイオフによるいわゆる個人預金の保護措置に役立っていくのではないかと、ということが1つ。2つには、事業を実施をするについての住民の意識啓発を高めることになっていくのではないかと、ということ。さらには、事業財源の確保の一助にもなる。こうした3つの要素などが利点としては考えられるわけでありますけれども、こういうことについては、検討をしてみる気持ちがないかどうかということなどについての見解をお伺いをしたい、こう思います。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 今、ご提案いただいた提言についての見解ということでございますけれども、ただいまJR法隆寺駅の改築整備の基本方向について、改築整備の範囲、それから現線路の設備の必要性、それから周辺土地利用の課題、それから鉄道施設の配置や改善、駅前広場の設置の方向性とその活用等々についてご提言をいただいたところでございます。このご提言については、真摯に受けとめさせていただきたいというふうに考えております。

町といたしましても、法隆寺駅周辺整備に係る構想樹立のため、今日まで種々調査検討を進めてきた経緯がございますので、そういった関係等も十分踏まえ、整合性を保ちながら、駅舎改築整備を含む法隆寺駅周辺の整備構想の策定調査を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、JR法隆寺駅が将来に向けて、世界文化遺産のある町の玄関口としてふさわしい景観等を兼ね備えた交通拠点として、また鉄道利用者並びに周辺住民を初め町民の利便性と安全性の向上に資するような整備ができるような構想を樹立したいということで、現在JRとの協議、調整に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この事業の財源の確保のために町独自の個人向けの事業債の発行の検討をしてはどうかということですが、この個人向けの事業債、いわゆる住民参加型のミニ公募債につきましては、ただいま議員も申せられたとおりでございます。1つ目には、ペイオフによる個人預金の保護措置に役立つ、2つ目には、事業についての意識啓発を高めることになる、3点目には、事業財源確保の一助になることなどの効果があると言われております。また、こうした効果がある中で、平成14年度に発行を検討されている団体につきましては、群馬県、神戸市など全国で15団体程度あると言われております。

本町におきましては、本公募債の効果等が研究を要する課題であると十分に認識しているところでございまして、先進例を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） 幾つかの点について、現在のJR法隆寺駅の改築を望む町民の期待にこたえるという立場に立って何が、またどう考えられるのかということについて私見を申し上げてまいりました。もちろんこの問題につきましては、議会におきましても、特別委員会等で熱心な議論が尽くされていることについては承知をいたしております。

そこで私は、今日までJR法隆寺駅の改修問題への対応について、6月議会でも、コンサル任せにするのではなくて、町が主体性をもって計画を樹立をしていくように強く要請をいたしました。説明を聞いていますと、どうしても主体性を持っているということではなくて、コンサルとか、あるいはJRに意向を伝達するぐらいの認識の答弁しか得ていないように私は思うんです。果たしてそういうことで、町民全体の理解と協力を得ながら改築実現へ向けていくことができるのだろうか、対応することができるのだろうかというふうに思います。

私は私なりにこれまでのJR法隆寺駅の改修問題をめぐる論議の問題、課題について、その論点をどう絞っていったらいいのかということについて考えてみました。その1つは、いわゆる駅の位置変更をという発想がなぜ出てきているのか。このことについてどのように受けとめたらいいのかということが1つあると思うんです。

2つには、駅設備の多様な住民要望にどうこたえ、利便性を高めることができるのかと



ということが2つ目であります。

3つ目につきましては、いわゆる、どこでもそうでありますけれども、行政を執行する、まちづくりをするためにどうしても障害になるのが、線路によって分断されるという形です。したがって、線路によって分断されることのないまちづくり計画をどう進めるかという視点に立って駅構想を考えるという、この3つの点が私は重要であるし課題であると思っています。さまざまな制約がある中でいかにして、今申し上げましたような住民が期待する利便性を確保することができるかについて、真剣に検討し考えてみますと、先ほど申し上げたようなことが言えるのではないかと、このように思っています。

現在地点を中心とした設備改善に的を絞って計画構想を練り上げ本年度中に方向性を見出すならば、極めて狭隘な限られた範囲という制約の中で考えられる方策というのは、一体どういうことがあるのか。それは、ホーム、線路上の土地空間の有効利用を図るということに私はあると思います。このことは余り論議をされていません。余りというより、皆目論議をされていないのではないかとこのように私は思うんです。このことは、従来からのいわゆる思考概念を脱却をし、思い切った斬新的な発想からなるものでありますし、さらに橋上駅の自由通路という計画構想をさらに発展をさせていった立場からの構想になります。その上に立って幾つかの問題を示したものでありまして、このことの計画構想を具体的に検討をし、実現を目指していくとするならば、この事業に対する住民の信頼と期待にこたえることができるのではないかと。さきに述べました3つの問題、課題の条件を大幅に打開をし、住民の利便性を限りなく広げることができるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

この私が申し上げます提言内容が、具体的な検討課題として論議が深められるように強く求めたいのであります。そして、本年度中に町としての基本構想が、全体がいい計画ができたと言われるような具体策がまとめられるように心から期待をいたしたいわけですが、こうした点について、最後に、行政責任者たる町長の見解を伺っておきたい、こう思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私の考え方といたしましては、6月の委員会でも申し上げましたが、基本的には橋上駅と考えておりまして、現県道大和高田斑鳩線から駅舎までのアクセス、バスの進入、橋上化の中での展望台の設置等々を含め、世界遺産のある町の玄関口としてふさわしい景観等を兼ね備えた交通拠点として、また鉄道駅利用者並びに周辺

住民を初め、全町民の利便性と安全性の向上に資する構想にしたいと考えております。

質問者の提言は、駅周辺の極めて狭隘な限られた範囲という制約の中で、駅ホーム、線路上の土地空間の有効利用という観点から、今までの考え方より発展させた意見として貴重な提言をいただいたと受けとめております。

駅舎改築完成目標を平成17年、整備のスケジュールの中で整備構想計画をまとめているところであり、議会担当委員会の意見も聞きながら、今年度中に構想を取りまとめていきたいと考えております。

今後、コンサルタント、JRとも協議を進める中で、ただいまご提言をいただいた内容の可能性も視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 5番、松田議員。

○5番（松田 正君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 以上で、5番、松田議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、野呂議員の一般質問をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） それでは、質問に入ります。

まず、1番目に挙げております「小中学校の2003年度からの普通教室などの冷房化について」であります。

私ども共産党は、国にかねてより要請をしておりましたが、8月に文部科学省は、2003年度から10カ年計画で全公立小中学校の普通教室を冷房化する方針を決めました。補助率は3分の1であります。実現すれば、町はどのように対応するのか問うということであります。

ところが、さきの質問者も同じ質問をしておりまして、一定の答弁をされております。その答弁の内容は、1つは、1教室大体100万円かかるんだという答弁でしたね。それから、2つ目は、小中学校で90教室ある。ですから、9,000万円掛ける3分の2で6,000万円必要になるという答弁でしたね。4つ目は、期間は何年がよいか検討をせにゃいかんというようなことだったと思うんです。それから、5つ目は、幼稚園は半日保育もあるので、幼稚園については冷房化は考えてないと、こういう答弁だったと思います。それから、メンテナンスの話が出まして、保育所は設置時期を基礎にローテーションで掃除も含めて専門家に今頼んでおるんだと、こういうことでしたね。これは教育委員会関係とは違いますけれども。

そこで、私はそういう答弁を既にされておりますので、重複は避けたいということで、

さらにそれらを基礎に聞きたいと思うんですが、1つは、国は3分の1の補助だから、3分の2の補助裏については、私は町単独では相当の負担になるというように思うんですね。その辺で、県に一定額を出すよう、できれば県と町で半々になるぐらいのことにならないかどうか。そういう点で、県に対して私はその財源について要請すべきだというように思うんですが、そのことについては要請するかどうかということをお聞きしたいと思います。

2つ目は、一度に全部するということは、これは無理ですね。国ももちろんそういう補助金をおろしてこないということでもあります。国の予算が明確化になれば、それから県の対応についても決まれば、私はやっぱりすぐに実施のための検討委員会といいますかね、教育委員会がリーダーシップをとってそういうものをつくるべきだと。これは、実施については、現場の教職員を入れるということとか、あるいは父母も含めた実施検討委といいますかね、そういうものをつくって基本計画と年次計画、それから財政手当計画もつくるということが大事なんではないかというように思うわけです。その点についてはどう考えるか、聞いておきたいと思います。

それから、もう1つは、やっぱりこれも一つの景気対策として考える側面が必要なんではないかというように思うわけです。斑鳩町の中小業者は大変今苦しんでおります。仕事がないということで、私どもにも何か仕事がないかと、いろんな業種から厳しいということをおっしゃいます。今回のこの件については、町内の電気店に発注をやっぱり重点的に考えるべきだというように、私は景気対策上からも思うわけですが、その点についてはどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1つは、幼稚園につきましても、これはやらないというようなことで、考えてないということで答弁をしておりますけれども、幼稚園についても、私はやっぱり前向きに検討をすべきというように思うんですが、その点はどうか。特に少子化が言われて、少子化対策ということから言えば、今の幼稚園、昼までで帰る日があるということですが、それもやっぱり少子化のことを考えれば、昼からも預かるというような対策がより充実、将来的にはしなければならぬと。そういう観点からも幼稚園も考えるべきではないかというように思うわけですが、その点についてはどうかということでもあります。

あとは、ランニングコストやメンテナンスのコストも試算しなきゃいけないと。それについてもどうなんかということでもあります。

それから、さらに、環境問題もやっぱり考える必要があると。今日のいわゆる舗装と、

それからクーラー、車など、今夏の特に気温の上昇というのは大変なものでありました。

8月が30度以上が30日ですか、この間の報道では。それから、9月が3日に1回ですか、そういう非常に厳しい暑さであるわけですが、そういうことを考えて、外に排気熱を出さない環境にやさしいクーラーをやはり導入すべきではないかと。その点についてはどう考えるかということでもあります。

それから、もう1つは、いわゆるクーラー設置にしますと、夏休みの期間、今いわゆる学力の問題がいろいろ言われております。それで、夏休みの補習について、そういう状況になれば、クーラーを設置すれば、一体どういう対応を考えておるのか、こういう点について、以上お聞きしておきたいと思えます。

○議長（小野隆雄君） 小城市長。

○市長（小城利重君） いずれにいたしましても、2003年、平成15年度から10年間ということで文部科学省が、遠山文部大臣が申されたわけでございます。斑鳩町といたしましては、今現時点で、小学校、中学校のトイレ改修を3カ年計画でやらせていただいて、今2年目でございますので、来年が3年目に差しかかります。最終年度です。来年度、私はそういう点等については、今試算で100万円で1教室出てますように、来年はそういういろんな関係の検討を企てていただくと。そしてどのぐらいの積算になるのか、いろんな関係等を出して、当然やっぱり年次計画を追うていかなきゃいけないと思えます。そういう中では、早くても2004年ぐらいになっていくんではないか。平成16年以降になっていくんではないか。

それと、町内業者の関係でございますけれども、前の教職員の関係等については、すべて町内業者に発注をいたしてますから、当然やはり町内業者に発注をしていくことがベターであろうと考えております。そういう関係等についても、斑鳩町電気組合とも十二分に来年度ご相談を申し上げて、どういう点についていけるのか、あるいはそういう問題等をクリアできるのか、そういうものを十二分に検討をさせていただきたいと思えます。

また、幼稚園につきましても、いろいろと研究を重ねていきたい。ただ、この間テレビ報道を見てますと、東京都がこの間クーラーを設置されたんですけども、25度以下に冷やしてまいりますと、子どもさんが外へ出られたときに、一遍に温度が変わりますから、そういうときに倒れるというような現象も起こっておるということで、非常にクーラーというのも難しい問題であろうと。簡単に中では冷やして、外へ出たら一遍に35度ということになったら、これは体温的にもとてもつかないという医者の発表もございました。子

どもさんは喜んでおられるし、先生方も喜んでおられるわけですが、しかし外へ出るとなった場合は、非常に紫外線の関係等十二分に気をつけなかったら、そういう体が果たしてそれについていけるのかいけないのか、そういうものも十二分に検討をしていくことが大事であろうと思います。

幼稚園についても、いろいろと今教育長が木田議員のご質問でお答えしたように、今、昼の時間で終わってますから、果たしてそれが長時間になっていったらどうなるのか、これは2003年、平成15年度で検討をしてまいりたい。

あとは、メンテナンスの関係等についても、そういう問題を整理していく。

そしてまた、環境にやさしいクーラーという。当然そういう点も十二分に視野に入れながら考えてまいりたいと思います。すべて皆さん方は、何でもかんでも地球環境を守るといことで、エコの関係等をする。エコの関係にしていまいますと、料金ははね上がってくると。車にしても、エコロジーの車等については、やっぱり200万から300万という金額になってまいりますし、クーラーにしても、恐らくそういう割高になってまいろうと思います。しかし、地球環境を守る状況となったら、そういうことを当然し向けていかなきゃいけませんし、それに対応できるようなクーラーが出てくるのか出てこないのか、そこらを十二分に検討をしながら、来年度、平成15年度でいろいろと教育委員会に、先ほどから出てますように、保護者の関係、PTAの関係、あるいは先生方の関係等交えながら懇談会を開いていただいて、そしてまた検討をして2004年、平成16年からどう取り組んでいくのか、そういうことについて進めてまいりたい。

そういう中である程度県も、このクーラーに対する文部科学省の関係で補助金を出していただけるのかいただけないのか、そういうこともあらかじめ定まってまいろうと思いますし、そこらも我々は、市長会、町村会等も十二分にそういう補助金等の関係等については努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これをすることによって夏休みの補習をどうするのかというようなご質問がございました。これにつきましても、十分設置する検討委員会の中で、そうしたことも考えながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 大体問題点について答弁をいただきましたので、ひとつよく研究

して努力方をお願いしておきたいと思えます。

次に移ります。

「法隆寺駅駅舎の新築と周辺整備について」ということでもあります。「町長の選挙公約の法隆寺駅駅舎の新築と周辺整備について問う」ということでもあります。

実はこれは私は、昨年の12月議会で質問をいたしております。そのときのことを少しご紹介申し上げておきたいと思うんです。

町長はそのときの答弁で、JR西日本と相談しておおむね14年に調査研究をして、そして平成15年、16年、17年で完成したいと。今折衝中ですというように答弁を昨年の12月しとるわけですね。私はそのとき、少し財政的な問題に触れました。町債残高が、一般会計で当時で96億円と。ことしの決算では、93億円というように出てますね。特別会計で35億円、当時。今決算では、40億円にこれはふえております。開発公社では、当時24億円ということでありまして、合計で155億円というように私は指摘したわけであります。あと、基金につきましては、今年度決算では34億7,000万円弱になっております。それから、去年の段階では、歳出の中で、つまり支出のトップは、公債費、借金の元利返済になっておると。それが18億3,500万円だというように申しました。経常収支比率は84.1%。ことしの決算では、つまり平成13年度決算であります。これでは経常収支比率は83.2%ということでもあります。つまり、経常収支につきましても、80%を超えたら財政硬直化だというように言われておると。そういうことも指摘をしております。

そのとき私は、視察先の例も申し上げました。石川県の美川町でありますけれども、橋上駅化しておりました。私ども視察をしたわけでありまして、当然周辺整備もそれは伴っておったわけでありまして、総工費が17億5,000万円かかったことということも申し上げました。そして、そのうちJRの負担はたった8,600万円だったこと。それから、県の補助金もわずかに5,900万円であったこと。残りは町負担であると。その総額は、16億6,900万円。総事業費17億5,000万円のうちの町負担の分は、16億、何と6,900万円だったということですね。その内訳はどうやというたら、一般財源が6億7,200万円、そして起債、つまり借金が9億3,700万円であったというようにも私、視察のご報告も申し上げました。

それで、また町長は答弁の中で、他の例を挙げまして、平成13年の春に完成いたしました隣の大和小泉駅の駅舎と自由通路で、市の負担として郡山市は12億円かかっている

、こういうように答弁をされました。いずれにしても、こういう経過を考えますと、非常に大きな負担を伴うということは事実であります。

そこで、今、ことしの監査のほうでの資料で上がっておりますのを見ますと、現在町の財政見通しで、大型事業として挙げておりますのは、平成15年、16年で駅舎15億円ですね。総合福祉会館、これが平成15年から17年、16億円、この2つしか挙げておりません。

ここに、「中長期財政指標の推移」ということで、今決算で資料を上げていただいております。そういたしますと、経常収支比率を見ますと、平成14年、つまり今年度からですね、今年度で86.3%、あとずっと、再来年になりますと95.7%と、それからあと平成17年では89.9、それから平成18年では94.6というように、ずっと平成24年まで大体95%近くというような数字を上げられておりますね。そういう懸念。それから、地方債の借入予定額を見ましても、平成13年では6億200万円であります。それから平成14年で11億6,000万円に膨らみます。平成15年では13億6,300万円。平成16年では15億1,300万円。平成17年、9億5,000万円。あと5億円ずつずっと平成24年まで続くと、こういう財政計画であります。

ところが、これはいわゆる主要事業としてわずかに2つしか挙げてないんですね。私は、やっぱりもっと財政需要を伴う事業はまだまだあるんじゃないかと。そういった点では、この財政のいわゆる見通し、将来的な推移はこうなるだろうという見通しについて、非常に不正確な部分を含んでおると、このことは否定できないと思うんですね。

例えば、私は、今の日本の国の財政もそうでありますけれども、やっぱりどん詰まりに來ていると。その原因は何かといたら、もちろん不景気もありますけれども、その不景気を起こしたのは、やはり財政政策の失敗であったというように思うんですね。

ですから、そのために大変な借財を、借金をしたと。このことがすべての、行政全般にわたって支障になっておると、ガンになっておると。どうやってええかわからないほど大変なガンになっておると。このことが、国政を停滞させ、そして地方財政にも、もちろん地方にも停滞を起こしておるといふように思うわけですね。

そこで、私は、例えば駅舎につきましても、やっぱりもっともみんなで考える必要があるんじゃないかというように思うわけです。果たして今の駅舎が不十分なのかと。通勤、通学をするのに、買い物に行くのに、大阪に行くのに、あるいは奈良に行くのに、今の駅舎で一体何が不自由なんだと。確かに古いですよ。見かけは、隣の駅は、皆奈良まで

橋上化されたと。きれいです。きれいになったなあ。そやけども、私はそういうきれいを追うんではなしに、機能的に一体どうなのかということをもう一回考えてみる必要があるんじゃないかというように思うわけです。何も皆今、通勤、通学するのに、あの駅舎が狭いとか、別に雨が吹き込んで大変だとかということではないと思うんです。要は、段差の解消ができてないとか、あるいはお年寄りの方が、足の悪い方が、階段を上がるのが大変だと、こういう改善をすれば、私は今のままで改善できるんじゃないかと。

それから、さらに言えば、駅へのアクセスの道が悪いと。このことの苦情は私たくさん聞きます。踏切についても、歩道がないんですね、あれ。車がすれ違えば、一定改善はしましたけれども、歩道がないと、危ないと、落ちそうになると。事実落ちている方もおるわけですけども、踏切の道から。

だから、そういった、一番町民が今要望しているのは、駅がさらになったり橋上化になったりということよりも、私は今当面やってほしいのは、駅へのアクセス道路、安全に駅へつけるようにと。そして、安全に足の悪い人や障害者が目的地へ行けるようにと、そういうように駅の改善をしてほしいと。このことのほうが私は要望強いんじゃないかと。新築をして莫大な金を使うというようなことは、私はやはり再考すべきではないかというのが私の意見なわけです。それよりもむしろ、駅前に大型バスが入らないとか、そういった駅への主要なアクセス道路。駅前でバスも十分に入らないような駅は、この法隆寺駅をのいてほかにはないですよ。

ですから、そういった点について、安堵斑鳩線ですか、王寺線ですか、あの16メートル、そしてそこからいわゆる駅へ向いて南口へ16メートルなり18メートルなりの道路をつけると、そういうようなことが、主要なアクセスをつくるということが、私は町民全体の望みではないかというように思うわけです。

そういうことで、やっぱり通勤者でありますとか障害者でありますとか、そういう一般町民の駅に対する、どういう改革をしたらいいのかと、改善をしたらいいのかというアンケートなどをもって、もっとやっぱり意見に耳を傾けるということが必要なんではないかというように思うわけです。ですから、私は、新築より駅へのアクセス、道路ですね、安全、そして障害者対策、老人対策と、そういうものが重要であるというように思います。

さらに、今の政治のひずみ、国民いじめの政治は、すべて財政運営の失敗から来ているということですね。ですから、そういうことを斑鳩町でもしてほしくないというのが私の



願いであります。ですから、今は大きな借金をして、不要不急の大型事業をするべき時期ではないのではないか。もっとしなきゃいけない事業があるのではないか。きめ細かなですね。そういうように私は考えておるわけです。

これは私の考えですが、こういう一連の私の考えについて、町長の今回の橋上駅化するということについて、私の意見に対して、町長は一体、全く考える値打ちがないというように考えておるのか、そういった点について答弁を求めておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 野呂議員のご指摘の関係等については、財政が行き詰まったらそういう大型事業はどうか。これは、斑鳩町がやはり議会とともどもずっとこういう計画をしてきたわけです。ただ、その中には、14年、15年ぐらいが駅舎の橋上化ということも出ておりましたし、以前から論議がありましたし、またいろいろな中では、そういう問題等は、やはり駅前再開発が早く進んでおればそういうことも可能であったわけですが、なかなか進まない状況からおくれてきたという状況等を考えて、そしたら財政事情が悪うなったらやめたらいいやないかということでは私はどうもいけない。

今現時点で何も不自由することないやないかとおっしゃったかて、駅であそこで立っておりましたら、斑鳩町の法隆寺の玄関口があれだけでとてもそれでいけますのか、エレベーターもエスカレーターもないというのは、我々やっばり、お年寄りや、あるいは障害者等が不自由を感じますよということも現実におっしゃっているわけです。後ほどの里川議員の関係等でも、北口の問題等が出てますように、そういうことも考えるならば、我々としては、やっぱり議会とともどもこういう計画をしてきて、やはり先にするのは先に進めてきた。財政の許す範囲内は範囲を超えて努力をしてきた。

その中では、今残ってきた（仮称）総合福祉会館、あるいはJR法隆寺駅橋上化、こういう問題についておくれをなしてきた。その問題については、町の自己財源が高いからこういうものについては極力やめたらいいやないかということには、私はならないと思います。やはりこういうことについては、議員の中には、思い切ってやっぱりやるのが大事であろうということもおっしゃっている議員さんもおられますし、当然金がかかることはかかっても、みんなが当然法隆寺の玄関口としてふさわしいもの、やはり世界遺産、平成5年12月10日に登録されたこの世界遺産の町である法隆寺のものについて、我々はやっぱりそういういろんなご意見をいただく中で、先ほどの質問された松田議員の関係等についても、できるだけやっぱり法隆寺らしい、また斑鳩らしいそういうものを

取り入れていくことが大事であろうと。その中には、狭隘な土地の

中で、いかにして活路を見出すかということも今現在考えておるわけでございます。

当然、財政事情等については、これだけの財源を持ってまいりますから、一応15億、17億という計算をしたら、33億等かかってまいります。それを経常比率を見直しますと、90何%、それは当然なると思います。しかし、やっぱり、節約をするところは節約をするということで進めていかなかったら、町民から我々としては信託をされている中で、できるだけ町民に還元をする努力をしていくことが一番大事であろうと思います。野呂議員のおっしゃっているように、今、景気が悪いから、あるいはまた国の財政が破綻したんだから、もう事業はやめればいいやないかとおっしゃられて事業をやめていけばそれでいいわけですが、片方ではまたクーラーを小学生、幼稚園まで、あるいは中学もクーラーを設置しようというご意見も出てまいりますように、やっぱりいろんな角度から変わってまいると思います。

そこらを総合的に町が示す中で、議会と審議をしながら、そして財政計画を立てながら進めていくことに私はいろいろと責任を感じながらそういうことを進めていく。その中には、できるだけ節約するものは節約をする、冗費節減をしていく中で、今年度あすから決算を認定をいただくわけですが、やはりそういう点については、できるだけ節減をする中で、今町債の関係等についても、借金が93億まで下がってきたわけでございますし、そこらを考えますと、我々としては、できるだけのことを町民にそういうことを公約しながら、できるだけ経費を安く抑えながら、またそうして努力をしながら、やっぱり将来に禍根のないようなまちづくりをしてまいりたいということでございます。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 私の言っていることと町長の言っていることは、やっぱり相反すると思うんですね。町長は、世界遺産の玄関口だと、玄関口にふさわしい建物にすべきだと。そのことがどういうことを指すんか知りませんが、これはつまりは駅の橋上化、新築だと思うんですね。それには非常に大きな資金需要が要するということを私は指摘しているわけです。ですから、町民にはやっぱり意見を聞いて、我慢をしてもらうところはしてもらうということも言ってもいいんじゃないかというように私は考えるわけですね。

ですから、何も今の駅をほっとけというわけではないわけです。今のままでえろう不自由やないやないかと。不自由なところはどこやと。そしたら、踏切が狭いと。それは何とかすると。それは町長の前の川を改修せんからですわな。すればいいわけです。それから、

駅へのアクセスですね、アクセス道路ですよ。そして、エレベーターをつくるとか、あるいはバリアフリーにするとか、今の駅のままでね。そういうことをすれば、私は町民からはえろ苦情は出ないんじゃないかというように思うわけです。そういった点で説得をすると。そしてやっぱり、財政不如意なときに、やはり後日を待って将来的にきちっとしたものをしていくというようなことは、これは当然長い将来の考え方として、立派な駅をつくるということは展望としては上がってくると思いますけれども、しかし今はその時期ではないというのが私の主張であるということを申し上げておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

町長の考えを聞きたいということですね。

1つは、長野県知事選挙の田中氏の圧勝についてどう考えているかということですね。

2つ目は、町長室を1階に移して、ガラス越しに仕事ぶりが見えるようにする気はないかということでもあります。これは、田中さんだけではなくて、ほかのところでこういったことがやられておるわけでもあります。

それから、3つ目は、毎日送迎しております町長の公用車を廃止する気はないかと。今、下に、議会も含めてですかね、議会で使っておるのか、2台大きな33ナンバーの車があるわけでありましてけれども、やはり今日では、もうそういう公用車を廃止している市町というのはたくさんあります。特に斑鳩町なんていうのは、面積も非常に狭いわけですからね、どえらい車に乗ること自体が、狭い道を走るのに、私はむしろ不自由ではないかというようにも思うわけです。

それから、4つ目は、省エネのためにも、暑いときの職員のネクタイを外してはどうかと。ことしの夏はとりわけ暑かった。その中で職員がきちっとネクタイをして仕事をして、暑くてかなわんということをいろいろ聞きました。しかも、これは温度を上げてんねやと。省エネ対策ですね、温度を上げて、そしてなおかつネクタイはとるなということでは、これは仕事にならへんのやないかと。実際施策として逆のことをやっているんやないかと。能率が上がらんようにしているのではないかというように思うわけですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 長野県知事選挙は、不信任案可決、知事失職、出直し選挙という異例の選挙となり、田中氏が大幅で再選を果たされた。これは長野県民の意思でありますから、そういうことは長野県の皆さん方に聞いていただいたら私はいいと思います。

町長室を1階に移しということでございますけれども、町長室は絶えず入り口のドアをあけておりますし、私はいつも1階、あるいは2階を歩いておりますし、1階のところに机、デスクを置いてという話を職員にするんですけれども、そこへ座られたら、お客さんがなかなかまた来にくい点もあるやろうということもあるし、私は絶えずそういう点では、職員間の関係等については、1階におったり2階におったりして、その場で話をしております。絶えず町長室へ呼ぶということも、私は極力避けておるわけでございまして、できるだけ職員の状況等考えながらそこで対応をしておるわけでございますので、今後ともそういう関係で進めてまいりたいと思います。

毎日送迎している町長の公用車。私は、朝とか帰り等については、職員の車でしております。あるいは公務で出張する場合、行き先によりましては——私は基本的には県内は公用車、あるいは県外は交通機関を利用するというので、県外等についてはよっぽどでない限り電車でいくということでやっております。できるだけそういうことをすることによって、電車でいくと安全でありますし、そういうことが確保されますし、特にまた私のほうの関係の総務の職員が運転をする中で、時間的に制約されて気を使う点もございすから、職員のことを十二分に配慮しながら、県外になりますと、地図がわからない、あるいはそういうことについて十二分に考えて行動するというので、県外については、おおむね職員ともどもすべてできるだけ電車で行く、交通機関を利用するというのでいたしております。極力公用車は避けておるわけでございます。

省エネのための関係等につきましては、今現在議員の皆さん方に、昨年補正予算を組みながら、ISO14001認証取得に向けての関係で取り組んでおります。この関係からも、15年の3月に認証いたしますと、15年度からでも取り組んでまいりたいと思います。

ただ、私はやっぱり、いつも奈良県の柿本知事が、会合があるたびにそこで申されるのは、28度を設定して、28度以下の場合はクーラーをかけない。そうしてエコスタイルをやっているんだとおっしゃいますけども、その役所、役所等いろいろとあると思います。ただ、一番難しいのは、自治会長さんでも、まだまだそういう方々が、役所へ行くんやったらお父さんネクタイしめていきなはれやという関係が抜けない。そういうこともございまして、相手方はワイシャツを着ているということも、それがいいのか悪いのかは別にしても、やっぱり服装の乱れは心の乱れということもよく言われますように、そこらの関係を十二分に精査して、もし来年からエコスタイルに取り組むのであれば、統一したシャ

ツをやっぱりつくって、そのものを着ていくことによって、斑鳩町の職員はそういうことでやるということで取り組んでまいりたいという気持ちであります。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 第1番目の長野県知事選挙の圧勝についてはどう考えているかということについては、これは長野県民の意思だと、長野県民に聞いてくれ。私は町長にここで質問しとるんです。それはちょっと妥当を欠くのと違いますか。答弁になっておらないと。町長の考えを聞いておるわけですから、きちっと答弁を求めたいと思います。

あとは、1階には移らないと、扉を開けて2階におっても見えるようにしていると。これはそれぞれの首長の見識でありますからね、私はそういうぐあいに望んでおきたいと思います。1階にできれば移って、町民が町長の顔を毎日見えるように、そういう形にしてほしいというのが私の希望でございます。

それから、公用車についても、今日では廃止するところが市町は多いと。小さい町でも使わないということも、いろんな新聞等で載っております。これも私の意見であります。

それから、省エネにつきましては、来年からエコスタイルを考えたいということでありますから、それはひとつ取り組んでいただきたいと思います。

この4つの問題で、やっぱり町長の一つの背景として姿勢に私感じられますのは、例えば田中知事と比較をいたしますと、知事と町長ですから大分違うと思うんですけれども、しかしその内容につきましては、これは政治の首長ですから同じであります。

田中さんは、選挙中のもとより現場主義で仕事をやっておりますね。地元積極的に足を運んで、そして問題の調査をすると、そして現地の人と対話をする、県民の声を直接聞くと、そして持ってかえって内部で検討して、あるいはそれだけでは足らなかったら、審議会などにも諮って政策立案をしている、こういう決定手法をとるんですね。

町長の私は幾つか公約、昨年の議会でも公約について質問をしましたがけれども、町長の公約、政策は、駅舎の新築、橋上化にいたしましても、いわゆる人にやさしい道づくりをすると、この公約にいたしましても、長野のあのダムで知事を不信任した長野県議の多数派のように、町民とちょっと乖離しておるのではないかというように私は思うわけですが、この点についてはどうですか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 田中康夫知事が、日本共産党も推薦されて応援された中で80万票をとられたわけですがけれども、私はテレビ等で見てますと、やっぱり公共事業は大事だ

し、田中知事がおっしゃる脱ダム宣言そのものが、すべてがいいのかと聞いておいたら、やっぱり公共事業をせんと、これから我々県民として、また市民として、町民として生活できませんよという答えも返ってきてますし、私たちの長野県の飯島町の町長に聞きますと、私どもの町には全く来ませんよと、我々市町村会はほとんど田中康夫さんを応援してませんという話もされてますし、いろいろとあろうと思います。選挙そのものに、選挙に強い方ですから、非常にそういう点はあると思いますが、私はやっぱり、ただ脱ダム宣言だけというよりも、この間毎日新聞のデスクを読みましたら、長野県は脱ダム宣言をおっしゃるけれども、奈良県は渇水対策で大迫ダム、大滝ダム、これらのダムが活路を見出ししていると。奈良県ではダムがなかったら、大変水そのものが、皆さん方そういう今、蛇口をひねったら必ず水が出るという環境にあると。雨が降らなくても水が渇水しても出るんだという意識がある。その中には、先人がいろいろと、川上村とか、あるいはああいうところでダム底に沈む方々は全部移転されている。そういうことも考えた中で、これだけの奈良県のやっぱり水がめが出ているということも書いておりましたし、やっぱりいろいろとそれはあると思います。

ただ、私はやっぱり、田中知事が脱ダム宣言等の関係等について触れられる。記事発表をされるとしたら、あのゲレンデまで上がって、なぜあそこまでしてやらないかんのかというような感じもいたしますけど、それはいろいろな持ち場、立場、それはあると思います。

我々としても、懸案であったいろんな関係等については、私はやっぱり人にやさしい道づくりをしようということで、今かかるがパークウェイの400メートルの関係も工事を進んできた。あるいは三室の関係等についても、地権者の方々は一日も早く買い取りをしてほしいということも出てまいった。これはやっぱりみんなの力ですよ。そういうことも踏まえなかったら、ただだめですからやめますよということは簡単ですけども、いろいろと継続していくという方々、その意見を聞いていくということが大事であると。

私はそういう点では、いろんな方々からご意見を聞かしていただいて、反対派の方々も賛成の方もいっぱいいる中で道路検討委員会をつくっていただいた。そういうこともできたというのは、私はやっぱり斑鳩町の特徴ではなかろうかなと思っております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 町長は、長野県の知事選挙の問題についても、私どもの町と姉妹都市の飯島町の町長に聞いたら、飯島町の町長は、私らは田中を応援せんと、こういうよ

うに言ったということですね。しかし、結果はどうであったかと。ほとんどの、すべてのとも言ってもいい市町村長が田中氏に反対いたしました。県議会のメンバーもほとんどがそうでありました。しかし、選挙の蓋をあけてみたら、県議の2人が辞職したように、住民の意思と私どもの考えとは乖離しておったということを率直に認めておるわけですね。認めてない人ももちろんおりますけれど。しかも、彼らが推した女性の弁護士の2倍強の得票を得たということでもあります。そこに、政治というのは、どう見たらいいのか。政治の本流は、民意はどこにあるのかと。このことをやはり見誤ってはいけないというのが私の考えなんです。

ですから、やさしい道づくりにいたしましても、私がかねてから、通勤、通学、日常的に使う町の道路、これの歩道なんかが全然改良されてないやないか、危ないやないか、何とかならんのかという具体的な提案も含めてやりました。しかも町長は、それを公約に出したわけです。ところが、そのやさしい道づくりの内容は何やと聞いたら、今までどおりやという昨年12月の答弁ですね。相当深くその点についても追及をしてあります。

いずれにいたしましても、私はやはり民意の主流は何であるかということを町長は取り違えんようにお願いをしたいと。特に首長を長くやってきますと、民意との乖離はますます広がるというのが、これは世の常であります。為政者の常であります。このことに十分やっぱり気をつけて、注意を怠らずひとつ取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思うんです。

次に移ります。それでは、4番目に移ります。

医療費制度の改悪についてであります。

1つは、この10月から、医療費の自己負担限度額を大幅に引き上げております。また、2つ目としては、6月21日の衆院本会議で、自民、公明と、それから保守党が採決を強行いたしました。国民に1兆5,000億円も負担をかぶせる医療改悪法が通ったわけです。そのため、来年4月からサラリーマンや公務員本人の窓口負担は3割に引き上げられます。会社や役所を退職した年金生活者も3割負担になります。そして、家族が入院したときの負担も、2割から3割に上がります。その上、毎月の給料から払う保険料も引き上げられるわけです。3つ目は、さらに4月から障害者福祉制度も大きく変わるわけです。

これらの町民への影響についてどのように考えているか。また、その起こり得る問題点について、町としてどう対応するのか。また、それが幾らかでもできるのか、問うておき

たいと思います。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） このたびの国民健康保険法の改正をめぐりまして、今議員も申されましたように、一部負担金の見直しが示されているところでございます。

まず、10月1日施行分につきましては、これまで3歳未満児の乳幼児の一部負担が、3割から2割に少子化対策の観点から引き下げられることになっております。

また、70歳以上の方の一部負担金が1割となりました。ただし、これは一定以上の所得者につきましては2割負担ということになっております。

70歳以上の方の医療費につきましては、外来の場合には、医療受給者証とともに被保険者証を医療機関に提示をしていただきまして、診療報酬の1割、または2割を医療機関の窓口で支払っていただくこととなります。その支払い額の1月分が月額自己負担限度額を上回りました場合は、自己負担限度額との差額につきましては、申請をしていただき償還払いをすることになっているところでございます。

入院の場合につきましては、外来と同様、医療受給者証等とともに被保険者証を提示することによりまして自己負担額を支払っていただくこととなりますけれども、月額自己負担額が定められておりますことから、従前と同様自己負担限度額以上は医療機関の窓口で支払う必要が生じてくることはございません。

平成15年の4月1日施行分につきましては、被保険者証におきます自己負担の割合の見直しにあわせまして、3歳以上70歳未満の退職被保険者の自己負担割合が一律3割とされました。また、外来の薬剤に係ります一部負担金が廃止をされまして、負担軽減となっているところでもございます。

このたびの改正によりまして1人当たりの医療費の自己負担額につきましては、厚生労働省の試算によるところでございまして、改正前と比較をいたしまして、69歳以下につきましては、年間で約4,000円、70歳以上の方につきましては年間で約8,000円の負担増になると試算をされております。本町におきましても、厚生労働省の試算と同程度の負担増になるのではないかと見込んでいるところでございます。

障害者福祉制度の関係でございまして、この制度につきましても、平成15年4月から障害者福祉サービスの一部が、これまでの措置制度から支援費制度に変わってまいります。この制度は、サービスの利用者であります障害を持つ人が、事業者との対等な関係に基づきまして、みずからサービス提供者を選択いたしまして、契約によってサービス



を利用していただくこととなります。ただし、事前に支援費によりますサービスを利用することの決定を受けていただく必要が生じてまいります。

この制度に移行するサービスにつきましては、身体障害者、知的障害者のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、更生施設入所、授産施設入所、身体障害者の療養施設入所、知的障害者のグループホームなどでございます。

支援費制度によります申請から支払いまでの簡単な流れにつきましては、まず利用者が町に支援費支給の申請を行っていただく。2つ目として、申請を受けました町は、その方の障害の状況、利用の意向、生活環境などを調査いたしまして、支給の開始、支給量、または障害程度区分、利用者負担を決定をさせていただきます。（「簡単に」と野呂議員述べ）

はい。一応こういう流れの中でサービス提供をさせていただくこととなります。この制度によりまして、サービスの利用は来年4月からということになっておりますけれども、その4月にサービスを受けるために、原則として支援費の支給決定を事前に行う必要があり、本町では11月1日から申請の受け付けを開始することになっております。

ただ、基本的な事項となります関係の事項が、国から基準等が示されておられません。そういうことの中で、支給決定の時期等につきましては、まだ未定ということになっているところでございます。

今後、この制度、施行準備を進めてまいるところでございますけれども、県並びに県下市町村で構成をいたします支援費制度推進協議会におきまして、その制度推進の研究、情報交換を行いまして、近隣市町村と連携を図りながら実施に向けて全力を尽くしてまいりたい、このように考えております。

○議長（小野隆雄君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） あと5分ほどしかないんで。1つは、やっぱり自己負担の限度額の大幅アップですね。これは私も経験いたしまして、心筋梗塞で倒れたわけですけども、やっぱりものすごい金額を払わなんなんということですね、一時的に。特に今度の改悪の例えば例で言いましたたら、急性心筋梗塞で入院したある患者の場合、1カ月の医療費は2,120万円に上りました。この患者の自己負担限度額は、今27万2,420円です。改悪後は、これが28万1,890円になる。9,470円の負担増なんですけれども、償還払いの仕組みになっているため、限度額を超える分も一たんは病院の窓口で支払わなければなりません。ここが問題なんです。この患者の場合、今の2割負担では、42

4万円が患者負担となると。来年4月からは3割負担になると、その額は何と636万円になるということですね。そうすると、一たん窓口で払うということになると、大変なことになるわけでありませう。

私は、そこで、これは斑鳩町民もたくさんこういう方おると思いますから、重病の高額医療の人には、何とか助ける手だてはないかと。一時的ですから、診療費を一時町で貸し出す制度を、そういう手当が今日では必要なんではないかというように思うわけですね。ですから、これはぜひとも強く私は要請をしておきたいと思ひます。

それから、時間がないので次に移りますと、2番の医療費の問題でありますけれども、これは大変な負担増になるということでありませう。特にいわゆるボーナスや月給からとる保険料の引き上げですね、そこがやっぱり一番こたえるわけでありませう。政府与党は、将来にわたって安心できる医療制度を維持するためには負担増は避けられないと、こう繰り返してとるわけですが、これに対して私どもは、医療問題の解決の道として、国が医療費に対する国庫負担の割合を減らし続けてきたことに1つは大きな問題があるかと、これが第1番だと。

もう1つは、高過ぎる薬価という問題にメスを入れないかと、こういうことですね。薬価が高いと。特に新薬を使うと。このことが非常にむだになっていると。私どもの指摘に対して厚生労働省は、これは6月10日でありますけれども、国立病院に対して、新薬偏重になっている現状を見直して、もっと安い後発医薬品の使用を促進することを求める通達を出したわけですね。新薬シフトと言われる高薬価構造の是正の必要性を政府自身も認めざるを得なくなったんですね。

私は、うちの国保でも大変な状況であります。老人医療でもね。ですから、そういった点で、やはり医療機関に対して、新薬の使用について、十分やっぱり検討をするようにとすることを強く要求していただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、障害者の問題については、もっと触れたかったんですが、時間がないということですので置いておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（小野楨雄君） 以上で、7番、野呂議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、10番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、真の地方自治を確立するために、町民大集会の開催について問いたいと思います。

斑鳩町が抱えているバイパス問題や合併問題、そしてごみの有料化、8月から始まった住基ネットについて、行政、町民、議会議員の3者が意見を交換する機会を持ってほしいとの住民の要望があります。地方自治を実現するためには、町は積極的に取り組むべきだと思いますが、町の考え方を問いたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民の皆様から見て、行政が考えていることや、やろうとしていることがわかりやすいように、町といたしましては、広報紙等で情報を提供しているところでございます。

現在までの取り組みといたしましては、総合計画を初めとする町の計画の立案に際しましては、公募等によって一般住民の方々の参画などを募り、また中間報告といたしましてフォーラムを開催し、住民の方々のご意見を伺ったところでございます。

さらに、自治会等からの要請に応じまして、行政が出向いて、テーマに沿った内容でお話をいたしております行政の出前講座につきましては、第3次総合計画にのっとりまして、平成13年4月から実施しておるところでございます。平成13年度におきましては、41団体、平成14年度につきましては、現在のところ21団体に対し実施しているところでございます。

本年度におきましても、現在策定中の「健康斑鳩21」の策定につきましては、多くの方々からのアンケートをとる中で、健康づくり推進協議会を中心に、広く一般住民の方々のご意見を取り入れさせていただいております。また、各種イベントに出席し、参加者からの意見を聞くことも意見交換の一つと考えておるところでございます。

本町といたしましては、今申し上げましたとおりのことを実施しながら、またそれらを尊重しながら、計画段階から住民の意向を反映すべく努めておるところでございます。

最後に、質問者のご提案の、行政、町民、議会議員の意見を交換する機会を設けることにつきましては、町と議会と今後研究してまいる課題ではないかと考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今後考えていかなければならない課題であるということの答弁  
なんです、私はやっぱり、今、町長は町長選の公約の中で、住民にやさしいまちづくり  
を掲げておられました。住民から斑鳩町の諸問題の、特にやっぱりバイパスや町村合併、  
住基ネット、ごみ有料化等について、話を、行政としては広報で提供したり総合計画で委  
員の中に住民の代表を入れている、あるいは自治会等で出前講座をしているということで  
、かなりそういう部分は、住民の声を聞いているという趣旨の答弁だと思うんですが、し  
かし実際の実情はどうかといいますと、例えばごみ袋の問題にいたしましても、出前講座  
ではごみ袋が高いということは聞いてないとかいう声がありました。私自身がピラを配っ  
ておる中で、皆さん方から聞くのは、やっぱり近隣の町村が無料である中で非常に高いと  
。分別もかなり詳しくしなければならぬということ、私が把握している中では、町が  
把握している部分と非常に差があります。

だから、私は一方的に町が広報で提供する一方通行でなくて、あるいはそれは出前講座  
の中では住民の方から、どういう形で住民の声を具体的に聞いておられるのかわかりませ  
んが、私自身は住民がやっぱり望んでいるのは、直接町や議会議員と話をしたい、意見交  
換をしたいという願いやと思います。

その中では、非常に住民の方々については、私が聞く中では、住民が議会にあるいは行  
政に、なかなか参加できないという不満があるんじゃないかなと思うんです。私はこれまで  
にも、バイパス問題について大集会を開催してほしいということのを要望してきましたが  
、その結果は、やっぱりパネリストを呼んで、住民はただそれを聞いているだけ、これ  
では私は何の問題の解決にもならないのではないかと。町長や議員が、諸問題に対してどのよ  
うな意見を持っているのかを住民は知りたがっているのです。そして、その場で、行政と  
町民、議員が一体となり、これらの問題について討論し、自分たちのまちづくりに参加し  
たい、こういう多くの住民の要望の声を耳にします。

私は、先ほど野呂議員もおっしゃいましたが、先日の長野県の知事選挙では、大多数の  
県議会議員から不信任を受けた田中知事が圧勝しました。このことは、本来行政と住民の  
パイプ役である議員が、何ら住民の意見を把握することなく、議会の派閥の論理だけで行  
動した結果だと思えます。議会の多数決で決まったことが、住民の民意を反映している  
とは決して言えない、そういう状況だと思えます。

再度お尋ねいたしますが、検討をするということの中で、我々は、基本的にはこうい  
う中で検討するとか善処するというのは、私の認識としては、しない、あるいはほとんどそ

ういうことは考えないということと私は等しいような意味にとっているんですが、検討をするという総務部長の答弁なんで、それではどのような時期までにどのような形でこれを検討し、あるいはするとかしないとかという結論を出されるのか、述べていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほどの中でちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、私検討と言いましたけど、研究をしていくと、まず研究をすることが必要でございますんで、議会とも相談させていただく中で研究させていただき、そういった方向で、できるならばどうした方向になるのかと、そういったことで申し上げたことございまして、大変申しわけございませんけれども、検討じゃなくて研究ということの違いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 研究になってきましたから、相当後退した答弁だと私は理解するわけです。

それで、私は、例えば住民の大集会を開くといっても、決して何百万、何千万の金が必要わけじゃなく、中央公民館とか、あるいはいかるがホールとかというところで集まって、そして住民の本来日ごろから疑問に思っておるような内容とか、議会で決まったことについて住民が理解できないようなこととかについて、堂々とその中で議論を交わす。そうすることが、お互いの住民の意識をある意味では改革することになるし、誤解を解くことになるし、あるいは行政が見落としていた住民の真の声を聞くことになるのではないかなと思う。

だから、研究ということで今部長言われましたけども、研究というのは、どういうふう  
に研究をされるのか。実際に、行政というのは、あくまでも地方自治というのは、住んでおられる住民主体で私は行政が行われるべきやし、そして住民の声を聞いていくということについて、当然我々議員も行政も積極的にそれは受け入れていかないかの違うか。その中では、やっぱり私は、研究ということよりも、もっと積極的に行政が率先してすべきやないのかなということを感じるわけです。

確かに総合計画の中で、そういう策定の中で、公募により住民代表の人が入っておられる。あるいは自治会等で出前講座をして住民の声を聞いている。確かにそういう面はありますが、基本的にやっぱり本音で住民が語り合える機会、そして実際に町の考え方とは別

に、町長自身が何を考えているのか、議員自身はこのことについて何を考えているのか、  
どういう意見を持っているのやという、それを私は生の声を聞きたいというのが、住民集  
会をしてほしいと、我々の意見を聞いてほしいという住民の声やと思う。

例えば、議会に傍聴に来られても、議員と行政の一般質問のやりとりは聞こえても、聞  
いている中で、疑問に思っても、単に聞いて帰るだけ。こういう分について、住民自身が  
もっと積極的に行政に参加したい。これは当然の思いやと思うんですが、そういう声に対  
して、私は行政というのは、もっと積極的に前向きにいくべきやないのかな。例えば、長  
野のほうで、実際に田中知事というのは車座集会であっちこっちに住民の声を直接に聞き  
に回る、県民の声を直接に聞きに回る、そういう姿勢が、少なくとも行政と住民の関係を  
近づけた結果やし、住民の声がやっぱり、民意がどこにあるのか把握できなかったのは、  
ある意味では今の選挙の結果やないのかなということを思います。

だから、ぜひともこういう大集会については、積極的に私は進めてほしいし、できるだ  
け早くこういう機会を持ってほしいと思うんですが、再度ちょっとお聞きしておきたいと  
思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） なるほど、西谷議員がおっしゃるように、そういう大集会とかい  
ろいろな企画を企てていっても、私はなかなか集まってこないと思うんです。町としても  
いろんな機会をとらえて、観月祭とか、あるいはまたコスモスライブとか、いろんな若い  
層とかいろんな方をつかんでいく。あるいは環境問題学習会をやっぱり3年続けてやって  
いる。あるいはまた、この間でも笠町からタウンミーティングということで町から来てほ  
しいということ言われてますし、すべてそういう方々は、皆さん方意見を持っておられ  
る方は、町としてはある程度集約していると思います。

ごみ問題、ごみ問題おっしゃいますけれども、私はあの関係については、3年から4年  
かかっておるわけです。何も簡単に、45リッターを45円に決めたということだけじゃ  
なしに、やっぱりそこまでの過程というのは、平成7年ぐらいから斑鳩町はそういう意向  
で進めていきますよということを皆さん方から確約したわけです。ごみ袋については、有  
料化というのはやむを得ないと。しかし、お金については、ごみの有料化というのはあき  
ませんよということは聞かされてますから、ある程度その中で、我々としてはどう対応す  
べきかということやっぱり考えてきたわけです。そして委員会でもいろんな議論をして  
いただいて、最終的にはこれでいこうということで決まったわけでございますし、何も私

が一方向的に、あるいはそういうご意見を聞いてないんじゃないしに、やっぱり町民の方々のご意見を聞く中で、どうすればいいか。それは、西谷議員のおっしゃるように、安かったら一番いいわけですから、安いことに越したことはありません。

ただ、その負担というものは、必ず我々としては、この10年、撤去を含む再交渉の関係等についても、私は2回交渉をしてみいました。本当に煙突を撤去せいと目の前で言われて、あしたという日がもう切迫しとるという中、香芝市の問題もありましたように、斑鳩町でも現に軽四を前へとめられたこともあるわけです。そして、町長と、あるいはその方と話をしながら、ああいうダイオキシンの検査をするということで、一応はとどまっていたいただいたこともございます。やっぱりいろんなことをしていくわけです。

私はいつも、議会の皆さん方からもよく以前にも出たけれども、斑鳩町は集会をしてもなかなか人が集まりませんというのが現状だと思うんです。どうして人を集めていくのか、あるいはどういう形で集めるのかということに私は大きな問題があると思います。大集会しますよという告知して、そしてやって、仮に100人ぐらい来られて、それでよかったんか悪かったんかということになってまいると思います。そこらのことを十二分に研究をしながら、やっぱり我々としても、仮にそれを打っていくとしたら、私はいつも申し上げるのは、いかるがホールでも仮に催しをすればしたら、やっぱり来てくれる方々、かなでる人があったら聞き手がある、そういうことによって文化は向上する。そういうことを考えなかったら、この町は発展しないんです。

だから、私は、20歳から30代のこの方々、若い層がどう今斑鳩町のことを思っているのか。そういうことも視野に入れていくために、今ああいうコスモスライブというアカペラの関係等も、今企画財政課は企画立案をしながら、住民の意向というものはどこにあるのか。そこらを持っていく。また能の部分については、観月祭をやらしていただく。あるいはそういうことを踏まえながら、私はやっぱりそこでご意見を聞く。そういうところに入っていくということが一番大事じゃないかと。

私はそういうことを絶えず思いながら住民の気持ちを、お会いしたら、町長これはああして考えなあかんよということのご意見を言うていただいたら一番ありがたいんです。そういうことをどんどん改革していくことによって、この町が、あるいはまた議員の皆さん方の提案によって、そして我々としては、それを一歩でも前進していく、取り入れていくことによってこの町がよくなるということになれば、大いに取り入れていくということで進ませていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、町長の中では、斑鳩町はなかなか催し物をやっても人が集まらないということをおっしゃいましたが、私自身は、今まで町がやっている催しの中で、参加した住民が自由に話ができる、あるいは討論ができる、そういう催しというのは、私は1回もなかったんやないかなという気がするんですよね。交流をする、要は討論をする、私はそういうことが地方自治の第一歩やないかと。住民に、自分たちの住んでいる町のことを、率直に日ごろ思っていることをしゃべってもらう。それに対して町は、こういう理由で今の政策について、住民の思っていることについて、こういうことがあって町はこういうふうになっているというような、そういう具体的な事例を挙げてこの中で話し合うとか、あるいは町の行政の思い違いであつたりとか、そういう部分を、私はこういう集会を通じて是正できると思います。

そして、参加者が集まらないという町長の意見ではありますが、この種の会合というのは今までやったことがないわけですから、まず1回やってみて、そしてその結果どうであったのか。仮に少ないとしたら、どういうところが不足していたのか、PRが不足していたのかという部分を、まずやってその結果考えるという形で私はされたほうがいいのではないかな。やる前からああやこうやといろいろ物を考えるよりは、まずやることではないかなと思います。

だから、ぜひ、この町民の声を聞き入れていただきまして、いかるがホールや公民館を会場として、何でも率直に住民の声を聞く機会を持っていただくことを強く要望いたしまして次の質問に移りたいと思います。

次に、峨瀬集会所建設問題で生じた町有地の後始末について質問をいたします。

2年前の9月議会で峨瀬集会所建設に関する町の事務執行について、あらゆる角度から私が一般質問をし、現在町有地の問題が未解決のまま放置されているが、町はこの町有地をどのように対処するのか、お答えください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 峨瀬の自治会におかれましては、去る6月30日でございます、臨時総会を開催されております。集会所の建設につきましては、建設する方向で議決されたということを聞いております。自治会の総意が建設の方向にまとめられたことから、本町といたしましては、地元の状況を見守りつつ、建設に向けた協議、対応を図ってまいりたいと考えております。



○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、総務部長が、6月30日の自治会の総会で集会所建設をすることに決まった、それを見守りたいということなんですが、ということは、念を押してお聞きしますが、自治会が総会で建設を可決したら、町としては、この建設についてはできるという考え方なのか、再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 計画については、コミュニティ施設については、地元では必要であると、それから町もそういったことで認識しておりまして、地元のほうでそういった決議されましたら、そういったことでまた町のほうへ計画書なりを提出されてくるだろうということを考えております。そういったことにつきまして、私どもにおきましては、住民の福祉の向上のために、地域コミュニティの形成のためにも、そういったものに対応していかなければならないと考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の町の考え方なんですが、私は今まで2年間にわたり、この件については法的に非常に違反であるということで追及してきました。ところが、今町の総務部長の話でありますと、地元が賛成したからそれをやっていくということなんですが、そして2年前のときにされた工事の中止届を出された平成12年9月14日、この工事中止届を受理されたのは、今のやったら、ほとんど逆に言うたら、法的に問題がなかったら、わざわざやっている工事を中止してまですることはなかったんじゃないかなと思うんですが、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その当時、同じような質問で私もお答弁させていただいたということを記憶しております。そうした中でいろいろと地域の中でおっしゃっておられることを町として聞きますので、それらを整理していただいて計画を進めてくださいといったこともあります。そういった中で、地元のほうから、一たん地縁団体の設立まで工事を中止したいというようなことが申し入れられてきた経緯がございます。そうした中で、その後地縁団体も設立されて、建設についても、ただいま申し上げました6月30日付の臨時総会をもってそういった方向に進められるということが決まった。そういったことで、町としてはそれに対して対応をしていくというようなスタンスに立っているわけでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 総務部長、要は、中止届実際に地元から総務部長は出てきてと言われるけど、委員会でもそうやったし、実際に私も本人に直接聞きましたけども、実際には町のほうから中止届を出してほしいと、そういう指導があつて仕方なくこの自治会長は中止届を出された。

私はずっと追及している中で、町は、確かに地元の賛成、反対の部分もありますが、根本的に一番肝心なのは、やっぱり町有地を法に基づかんと勝手に町が峨瀬自治会長に土地使用承諾書を出した、これがやっぱり一番の私はネックやと思いますし、その件について、私は町としてはどうしようも言い逃れができなかったから、とりあえず中止届を出したんではないかなということを感じるわけです。これは、地方自治法の中でも、はっきりとやっぱり財産についての取り扱いについて書かれております。

その中で、実際に行政が、町が、自治会に対して、町の土地を使用させる場合には、土地使用承諾書みたいな文書というのは、様式はないんですよね。賃貸契約を結ぶか無償譲渡の契約を結ばないかん。ところが全くそれがされてない。これは明らかな違反であります。

このことは、私は8月の中旬ぐらいに、国のほうの総務省の行政課の上松さんに再度確認をいたしました。町が自治会に対して土地使用承諾書という名目で町民の財産である町有地を貸すことはできるのかということをお尋ねいたしました。そしたら、総務省の行政課の上松さんは、そんな様式は地方自治法にはないでしょうと。土地を貸すときには、何月何日から何月何日までだれに対してどういう目的で貸すという土地使用承諾書、あるいは無償譲渡するなら無償譲渡するということで、ちゃんと契約を結んでからでないといけないし、第一議会の議決も必要でしょうということを言われました。

私は、町が行ってきた、今言われている答弁は、これらの町が行った不正な行為をうやむやにするために、地域の自治会から承諾が得られたので、そういう建設していくという形に変わったのではないかなと思うんです。

一説によりますと、現自治会長の中では、町の職員が来られて、西谷議員がいろいろ言っているが、法的にも何ら問題もないし、地元で合意が得られれば、補正予算でも組んで町としては協力していきたいというような旨の働きかけがあつたということをお聞きしているんですが、このようなことが実際にあつたのでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） あったかなかったか別にしても、私はこの問題等については、やっぱり委員会等で十二分に説明を申し上げてきた経緯はあると思います。恐らく西谷議員も総務委員会で質問もされておりますし、1,440万の関係等については、この負担金をその土地に充てていくということも了解をいただいております。

ただ、職員がそういうことを言うたか言わないかにかかわらず、やっぱり地元が固まっていけば、補正予算を組んでやっぱり当然公民館の建設に向かうことは、それは当然だと思っておりますし、何も別に間違ったことはないと思います。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） いや、あのね、町の職員が言うたか言わんかというのは非常に重要な問題なんで、あえて私は自治会長から聞いた職員の名前をここで言うておきたいと思うんですが、自治会長は、吉田参事さんが来られてそういうことをおっしゃったということをお聞きしました。要は、私が納得したらそれでええんやみたいな私はニュアンスで受けとって非常に憤慨いたしました。

ここで、あえて吉田参事にお尋ねしたいんですが、堯田参事は、現宮本自治会長に対してそのような働きかけをされたことはあったんですか。

○議長（小野隆雄君） 吉田総務課参事。

○総務課参事（吉田昌敬君） 宮本会長とは、家のほうへは行ったことはございません。

役場のほうへ来られた。そのときは、こちらのほうで、集会所の考え方について示してほしいということをお願いしていたところでございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、その中で、町としては、今町長も言われたように、何ら法的には問題ないということでおっしゃっておられるんですが、それじゃ法的に問題はないという、その根拠を示していただきたいと思います。私は、町民の財産である町有地を契約もなしにする、そのことが全く地方自治法で見ると違反しているわけですね。それについて、全く今まで謝罪も責任もとられてない。勝手に、いや、議会で西谷議員も承諾している。確かにそういう説明はありました。ただ、私もこの件について、いろいろ調査し調べてみました。次々とその中でいろんなことがわかってきた。だから私は、2年以上もかかってこの問題について、行政としての姿勢のあり方を私は問うているんです。

施設協力金についても、奈良市でも、私も聞きましたけれども、施設協力金というのは

取ってないと。何で取ってないんですかと言ったら、地方財政法第4条の5、国、地方行政機関及び裁判所法、いろいろありまして、要は、地方公共団体又はその住民に対し、地方団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品を含む）なんです、要は寄附金を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）をしてはならないというのがあります。

まず、地方財政法で、地方公共団体が、住民や地域の人に強制的に寄附行為をしてはならない、そういう強要をしてはならないという地方財政法ですが、まず、この地方財政法第4条の5があって、次に国のほうから何度も宅地開発等指導要綱の適切な見直しの徹底についてということで通達がなされています。これは、良好な住宅地を国民に提供するために、町は必要以上に業者のそういう負担を求めてはならないということです。

だから、実際に、仮に施設協力金を納めなくても、何ら法的にも問題もないしという、非常に斑鳩町の中では、今現在こういうことについては不均衡が、そういうことを、協力金を支払う業者と支払わない業者というのがいる。でも、考えてみますと、本来施設協力金そのもの自身が、本当に行政として堂々と胸を張っていける、そういう性質のものなのかという部分がまずあります。

そういう部分があって、そして次に、そしたら1, 440万円分を、仮に百歩譲って施設協力金の分だけを地域に還元する。それも実際には、寄附金として一般会計に入れた部分を、もう一度出してその地域へやる。それも、今までそうしたら施設協力金をずっと業者は払っているわけですから、これまでに建った住宅地というのはすべてこれの対象になるわけですね。そういうことを考えると、町のやっていることが、果たしてそれが整合性がとれるのかという問題。

あるいは、この提供した1, 440万円の土地の町有地の単価はどうかと言いますと、隣にはバイパスの代替用地として100坪の土地を提供した。そしてその単価は坪25万。そしてその施設協力金の見返りという形で地元へされたんは、一たんは坪25万でしますという土地開発公社の理事会があって、それで決まったのにもかかわらず、次の土地開発公社の理事会でなぜか17万にしていると。その理由は、何で25万から17万に単価を下げたんかと言いますと、いや、地元の自治会長からたびたびにわたり要望を受けたのでということになる。実際、こういう流れを見たときに、果たして今町がやってきたことが、本当に正当なのかどうかということを私は問うてるわけです。

さらには、この集会所問題については、集会所ができる前に、前も言いましたが、集会

所の補助金が547万から急に1,500万まで補助金の額が、土地も建物も急に上がって、それも突然出てきた。その中で、私は総務委員会の中でも、何でこんなに急に補助金が上がるのかということで委員会の中でもいろいろ議論しました。結局は、いろいろあったんですが、こんな制度ができて、実際にこの制度を使ってしようと思えば、土地で3,000万、2分の1補助ですから、土地で1,500万、建物で1,500万ということは、自治会として3,000万も負担せなあかん。こんなことは、恐らくこんな制度をつくっても多分使う自治会はないやろうというような感じで、そんなにしようがないのかなという形でしますと、すぐに峨瀬の問題が出てきた。これをするために、以前からそういう根回しがちゃんとされてやってきたようにしか見えないし、そしてその結果として、本来行政が、とてもこの地方自治法を読む限り解釈できないような、町の財産を契約もなしにする。自治会長に対して使用を許可し、あるいは工事が始まっているにもかかわらず私が議会で指摘をすると、その日に工事着工届、あるいは補助金の申請書が出てくる。こういうことで、果たして行政として本当にこれでいいのか。

今、仮にこういうようなことを踏まえて、なおかつまだ総務部長が建てられるということなら、そしたらこの補助要綱というのは、建てる前に申請書をしてもらう。1年前に計画書を提出してもらう。今現在基礎工事でストップしている、その分をいったんはつって、さらにして、そしてもう一度ことし10月までに計画書を出してもらって、そして町がそれについて検討し、そして計画を認める、そういう手続をするつもりなんですか。もし仮にそれをするとしたら、それは補助金交付要綱にのっとった事務手続なんですか。再度教えてください。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この問題については、さまざまな面から西谷議員の質問を受けているわけでございます。

まず、この峨瀬集会所におけますいわゆる土地の使用につきましては、西谷議員もご存じのように、施設協力費をもって現金じゃなしに町が土地を取得したと、こういうことでございます。したがって、斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例6条に基づきまして、コミュニティ施設に当てるためにこの基金の全部または一部を処分することができるという内容がございます。それに基づいて、峨瀬自治会における処分のための前提として、そこまでいってないから承諾書を町は交付したと、こういうことでございます。

したがいまして、西谷議員がおっしゃっております承諾書の手続等の要請、これは我々としてはないという認識をしておるわけございまして、また質問の趣旨によります基礎工事が現在の状態のままで放置していると、町の後始末についてはどうかという質問でございます。

当然、町としては、峨瀬自治会から工事の中止届をいただいたのみで、集会所そのものを建てないという返答はいただいております。そうした中で、この基礎については、私の判断では、所有権は峨瀬自治会にあるという認識をしております。町の権限によって基礎工事を撤去するというのは、非常に難しいのではないかと思います。ましてや、町としては、この集会所の建築については、見守っておるという状態でございます。

そういう理解をして現在の状態のままで町は見ておると、こういうことでございます。

また、ご指摘による斑鳩町宅地開発指導要綱におきます施設協力費の関係でございますが、これは西谷議員のご指摘のとおりでございます。町といたしましても、この宅地開発指導要綱における施設協力費については見直しを考えておるということでございます。監査においても指摘を受けておるわけございまして、そういう中での見直しをし、適切な指導要綱としての位置づけをしてまいりたい、このように思っておるところでございます。

いろいろと先ほどもございました町の職員が補正予算を組んでも継続できるというようなことの指摘でございますけれども、これは峨瀬自治会長からのいろいろの話し合いの中で、スムーズにいけば補正でもしてこれは町は認めてくれるのかというような質問があったと、こういうことを聞きます。ただ、町としても、それはそれでやはり考えなければならぬけれども、この斑鳩町地域集会所施設整備補助金交付要綱にのっとりきちっとした手続を踏んでくださいということも言っておると、私はそういう報告を受けております。私も、仮にこれがスムーズに進んでいくとなれば、そういう手続を、きちっとした手続を疎漏のないような形で町としては対応してまいりたいと、このように思っています。

そういうことで、いろいろ西谷議員との見解の相違はあると思いますものの、町としての考えは以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、助役のほうから言われた中で、例えば条例の第6条に基づいてそういう開発基金を積み立てた分について、地域のコミュニティ施設の基金とするということで、あるということの中で使ったんだということをおっしゃいましたが、それは

ある意味では、斑鳩町全体についての部分で、基金として、そういう基金は、ある意味では地域の集会所とかいう補助金のそういう財源として使うということで、決してそのまま峨瀬にダイレクトに使えるというふうに私はその条例の中では書いてないと思いますし、それと、土地使用承諾書、だからそういうことなので土地使用承諾書を出したんだということをおっしゃいます。

ところが、実際に行政が、こういう、何度も言いますが、町の財産を第三者にする場合には、当然契約というのは、これは基本でしょう。だから、私が言うてる、契約もなしに勝手に地方自治法にも全く基づいてない土地使用承諾書みたいなもので土地を提供した。これの行政の事務執行のあり方が間違っているし、どう助役が弁解されても、この土地使用承諾書については、明らかな地方自治法の違反でありますし、この件については、私は絶対に譲ることはできません。

だから、こういう形で土地のこういう問題がある中で、私は基本的には、その上幾ら地元が賛成しようが反対しようが、これまでの一連の行政のやってきたことに対しては、私は間違ったところへ何ぼ上から何か物を建てても、基礎が間違っていたら、最初から最後まで私は間違いだと思ひ、それについて町の補助金を出して、それを、その違反した分を正当化するというようなことは、私は到底できません。

だから、この件につきましては、一日も早く私は行政がいままでやってきた事務執行のその失態を謙虚に受けとめて、そして住民にわかるように、当たり前のことを当たり前にする、住民の人に、どこの地域の人にとっても公正で公平な行政をしていただき、町民のためにも一日も早く撤去してもとの町有地に戻すように強く要望しておきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） これは、町といたしましては、土地を使用されるのを承諾したと、こういうことでございます。当然この土地を自治会にお渡しするときには、契約は当然必要であろう、このように考えております。あくまでもやはり住民が、すべての意思疎通によって、総意によって集会所を建築するということになれば、町としても適切な申請の中で承諾をしていかなければならないのではないかと。こういう事態が起こっても、それを是正して、その山を乗り越えて自治会がされる場合について、何ら町としては拒むことはないだろうと、このように思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） やめようと思うんですが、助役が言い合ったんで、また一言だけ言うておきます。

私は、今助役が土地使用承諾書によって土地をいづれ渡すから、とりあえず土地使用、使ってくださいよということを出したというのが助役の答弁ですが、仮にそうであっても、少なくとも住民の財産である町有地を自治会に使用するときには、当然使用するということは、権利が発生するわけですから、当然私は契約を結ばないかんし、そもそもそういうことを、いづれ使わすのやからそんでかまへんねん、そのときには逆に、無償譲渡する場合には、当然議会の議決も要るわけですから、そういう中で議会の議決も何もない中で前もってそういうことをするという部分について、私は非常に事務の執行としておかしいということをお願いした。

それでは、これ以上は言いませんが、今後も町の対応については見守っていきたく思います。

それでは、最後になりましたが、3番目の質問に移りたいと思います。

来年町議会議員の選挙が行われるわけですが、この中で住民の皆さんから、投票の参考にするために、候補者の合同の立ち会い演説会を開催してほしいとの声があります。実際に選挙に出られても、なかなか住民の方からは、それぞれの議員がどのような考え方をもち、どのような思いで町議会議員として出られたのかわからないというのがあると思うんですが、こういうことができるのかどうか、町の考え方を聞きたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 公職の候補者が選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法第162条で候補者が開催する個人演説会に限られており、候補者自身の選挙運動のための演説でなければならないと規定をされております。また、個人演説会は、2人以上の候補者が合同で開催することもできると規定されていることから、全候補者が合意をすれば、全候補者でなく候補者の何人かでも合意があれば、候補者の合同での開催による演説会が開催できるのではないかと考えております。

しかしながら、新聞社や青年団等第三者が2人以上の候補者のために合同演説会を行うことは、それがいかなる名義であっても、また全候補者に対して平等な取り扱いをするものであっても、公職選挙法第164条の3の規定により禁止をされているところであります。

したがいまして、町選挙管理委員会が主催者となって候補者の合同立会演説会を開催す



ることはできないものと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、実際に住民の方が候補者について聞きたいという、こういう声に対して、行政としてそしたらできる方法というのは、あったら聞かせていただきたいんです。

○議長（小野隆雄君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） 公職選挙法でその選挙運動期間中におけます有権者等への周知の方法でございますが、ポスターを掲示すること、また選挙用のはがきを有権者に送ること、また新聞広告、そのほか個人演説会、街頭演説等がございます。こういう形で周知をしていただけたらと考えております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） ちょっと私の言い方が悪かったんですが、要は住民の皆さんが全候補者に対して、1人や2人でなくて全候補者が大体どういうことを考えられているかというような部分は、ある意味では選挙公報というような形でできるんじゃないかなと思うんですが、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたい。例えば、斑鳩町で、今言われたように、立会演説会というのは、公選法の164条でやるなど。候補者全員のプロフィールなり行政に対する考え方、あるいは自分の公約を住民が知る手だてというのは、選挙公報があると思うんですが、そういうことについて町は検討されておられますか。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これも以前にもそういう関係のご質問がございまして、町としては、一応5日間の日程ですから、非常に期間が短いということで、以前ご質問があった議員さんにはそういうご答弁をさせていただいて、5日間という中で、16名の定数で17～18名、あるいは19名出られたら、まとめていくというのは、なかなかそう簡単にはいかないだろうと。そして、配布方法がどうかということで、かなり難しい問題があるということで答弁させていただいておりますので、研究はさせていただきたいと思っております。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今、町長から、研究はさせてもらいたいということなんですが、今たしか僕の記憶が間違いなかったら、配布についていろいろ、例えば選挙公報をして

、その5日間で配れなかったら配れなかった人に対して不公平が生じるのでなかなかそういうのに踏み切れないという部分があるんですが、今たしか公選法が変わって、要は新聞折り込みとかいう部分もそれで代用できるというような状況になったんやないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（小野隆雄君） 西本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（西本喜一君） この選挙公報につきましては、任意の制度でございまして、条例で定めれば、その配布方法、また期間等についてもある程度の定めができるわけでございます。質問者のおっしゃいますように、新聞折り込みにも選択で配布ができることになっております。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、ぜひ住民の声にこたえて、住民が投票する手だてとなる、そういう参考となるような選挙公報につきまして、ぜひ検討をしていただきまして、できるようにお願いをして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 以上で、10番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、8番、里川議員の一般質問をお受けいたします。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「こども110番の現在と今後について」ということで書かせていただいております。現在、何件のご協力をいただいているのか。また、スタート当初はどういう方々にお願いをして、現在どのように発展してきた結果そういった件数になっているのかということでご説明のほうをしていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） こども110番の家につきましては、平成10年度から、斑鳩町生活安全推進協議会が中心になりまして、児童生徒の緊急時における避難場所として設置をしまいったわけでございます。これまで、通学路、公園付近でのご家庭や店舗に

お願いをして設置したところでございます。当初は、各自治会、PTA等を通じまして、277件の協力を得てスタートしたわけでございますが、その後住民皆様のご協力を得る中で、今現在522件の設置となっております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 斑鳩町は割と取り組んだのが早かったと思うんですが、近隣でも最近では、車で走っていらっしゃたら、あちらこちらにそれぞれ町独自の工夫された旗が立っていると思うんです。斑鳩町でも、確かに件数はふえてきて、私もいろいろな場所でお見かけしているところなんですけれども、町のほうは、今おっしゃられた522件にふえているということなんですけれども、その旗の設置場所については、効果的である、適切なところであるということにきちんと旗が立てられているという状況にあると考えておられるのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 設置場所等の効果的で適切であるかというご質問でございますが、まず設置場所では、基本的には、先ほど申しましたとおり、通学路や公園周辺の常時人がおられるところということで、店舗、事務所、民家に設置してまいっております。また一方、こういった効果の中で、旗を上げてもらっているだけで、加害者にとっては、この地域は連帯感が強いということで牽制効果もありますので、場所によっては、旗が連なっているところもありますが、反対にここも必要というところもあろうかと思っております。そういったことはありますけれども、一定の効果はあるものと考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、総務部長が言っていたように、まだこれからそういう地域の連帯という意味での地域的なことも考えながら進めていかなければならないというふうなお答えをさせていただいているわけなんです、実は私も先日東小学校の校区内で、以前学童保育の関係で上宮遺跡公園の周辺でもいろんなことが起こって、学童保育室早く閉めなければいけないというような、そういう事態もあった地域なんですけれども、この辺が実は旗が余り立っておらず、いつも気にかけていただいているお宅にも旗が立ってなかったんで気になっておりまして、そこのお宅にお願いをいたしまして、先日旗を、つい最近立てていただいたという経過もあるんです。

そういうことから言いましたら、やっぱり今後も、本当にみんなで斑鳩町の子どもを守っていくんやというような考え方をきちんと持っていただいて、取り組みをさらに強めて

いつていただきたいというふうに思うわけなんですけれども、今後このことにつきましては、今若干総務部長のお答えの中にあつたかとは思ふんですけれども、今後の展開について町の考え方をお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この旗の設置は、心なき者の加害への衝動を抑制するというのが大きなねらいであり、私たちの町内にあります9,000余りの全世帯がこども110番の家であることは当然でありますので、こども110番の家が近くにない場合や、旗の上げている家が留守の場合にも、近くのどこかの家でもいいから逃げ込み助けを求めるよう認識を十分子どもたちに理解してもらうことも必要であると考えており、そういったことで再度周知を徹底してまいりたいと考えております。

また、こども110番の充実に向けましては、今後さらに関係機関、また各課の職員が連携を取り合う中で体制づくりを強化していくことも必要であると考えております。

いずれにいたしましても、次代を担う子どもたちを、みんなで守りみんなで育てていかなければならないと考えておりますので、議員の皆様方にもご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 私が思っていることを部長のほうから答弁いただいたようには思ふんです。前々から、私は、行政の縦割について、いろんな場面を通じて発言してきた経過もあると思ふんですが、教育委員会も、学校、そして学校周辺の通学路の、何というんですか、教育委員さんたちも一緒に、PTAの方々も一緒に見て回られるというようなことも行われる。また、建設課においては、道路のパトロールというようなことも行われる。また、環境対策課については、ごみの収集などで斑鳩町内をくまなく走っていただいている。

やはり、そういうふうに、斑鳩町内を職員の皆さん方がいろいろな業務を通じて通行をいただいている中で、やはりそういう意識、職員の皆さんにも持っていつていただきたいということは、私も今回強く要望したいと思つておりましたので、今総務部長の答弁がございましたので、ぜひ今後もそういったことで、いろいろな業務に当たっておられて大変なのは十分わかるんですが、やはり一つの施策を、本当に充実した形で、そして町民もやはりソフト面での充実ということを強く望んでおられると思ひますので、行政側のほうもそういったことを気をつけていただいて、今後もさらに展開をしていただきたい。そ

して、みんなで斑鳩町の子どもたちを守っていくんだということを、我々も一緒に、職員  
の皆さんにもご認識を持っていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、2点目のほうに移らせていただきます。

2点目のほうなんですけれども、これは私ことしの3月議会で取り上げさせていただきました。「法隆寺駅北口人員無配置時間延長によるその後」ということで、ここで書かせて  
いただいているんですが、議会で取り上げさせていただきましたときに、いろいろな問  
題を提起をさせていただいた経過があったんです。そのときの答弁は、町の要請がどこま  
で通るかわかりませんが、問題点についてのいろいろ検討をし、その内容について要請し  
ていき、その結果については報告をさせていただくというふうに言っていたいたと思  
うんですね。ですから、今回再度、あれから6カ月たっておりますので、その後とい  
うことでのことをお聞きしたいと思います。

まず、1点目に書かせていただいております。いろいろ各議員の皆さんからも出ており  
ました駅舎改築ということの問題もあるんですけれども、私はこの北口の問題での駅舎改  
築の協議ということで取り上げさせていただいております。これまでもJRといろんな協  
議をさせていただいていると思うんですけれども、この私が3月議会で取り上げさせ  
ていただいた問題について、まず協議をさせていただいてきているのかどうかとい  
うことをお聞き  
したいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 3月議会のときにご質問がございまして、私のほうから  
一応JRのほうへ協議に行くという話をさせていただきました。その報告がおくれたのは  
申しわけございませんけれども、あれはだから3月の22日でしたですか、一応JRのほ  
うへ私も行きまして、無配置化、9時から16時まで無配置化ということで、インターフ  
ォンでの対応とか北口の改札口の前の階段のスロープの設置、そういうのも前向きに検討  
してほしいと。それに、車椅子の人が北口に来られた場合には、職員だけで対応できな  
いので、連絡していただけるようにしてほしいというような話も私のほうから出させてい  
た  
いただきました。ずっとこのままなのかというような話もさせていただきました。

向こうのほうからの回答といたしましては、一応スロープ化については、ほかの駅の影  
響もございまして、それはなかなか難しいというふうに言われております。それと、あと  
、今原則的に無人化という形で考えているけれども、助役さんですか、随時見回りもして  
いるというふうにも聞いている。それに、あとモニターなんかも一応設置されておしまし

て、それで状況を確認をしておられると。それと、今後、観光客等がふえて駅がかなり大変に人がふえてきて対応できないような形になれば、またそれも柔軟的に考えるというような回答をいただいております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、一定のご答弁をいただきました。私前回言っていたのは、駅舎の改築などを含めたJRとの協議、こんなことで十分な協議が、駅舎改築の協議にしても、JRとまともに協議できるのかという心配をしているということも言っておったと思うんですが、今一定の答弁はいただきましたものの、非常に対応としては十分ではないなというのが率直な感想です。

その問題点というところから見まして2つ目に書かせていただいております「町の観光行政から見て」ということです。町長の提出議案説明の中でのいろんなご説明の中でも、観光については力を入れていくんだということをおっしゃられておったと思うんですけれども、3月議会のときでも、観光地という特異性もあることから、業務委託なども含めた形での対応の要請なども考えたいというようなことを答弁していただいていたと思うんです。観光客から不評を聞かないようないろんな項目で要請していきたいというふうに答えていただいていたというふうには思うんですけれども、具体的に観光客に対する対応の中で、いろんな項目で要請していくといういろんな項目、そして業務委託の問題、このことについてはどうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） 観光行政から見てということでございますけれども、さきの議会でも、議員のほうから、観光行政の分野から見てのご質問をきっちり受けとめるようにという形の指摘もいただいたところでございます。

駅員による観光客への案内等の機会も少なくなることは事実でございます。現状では、鉄道利用者の観光客の誘導につきましては、いざない大路ということですが、北口から法隆寺までの間の路面案内の設置、あるいは観光拠点への誘導看板などの設置も行っているところでございますが、町といたしましても、今後、散策型、回遊型の観光を推進するという観点からも、観光協会とも協議いたしまして、駅を利用される観光客への必要な案内、誘導施策について引き続き検討をしたいと考えておるわけでございます。

先ほどおっしゃられました委託も含めてということでございます。それはこちらのほうも、一応JRのほうへ行かして、その趣旨も言いました。その件につきまし

ては、完璧に無人ということではなしに無配置ということでございまして、その件につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、助役さんというんですかね、その方も見回りもしているということで、あとどうしても利用者の状況から見て必要であれば、そういう時間帯、無配置の時間帯もまた考えるということで、業務委託というところまで今のところ考えてないという形で言われております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 前回、観光客から不評を聞かないようにということであったので、この間そういう問題は出ていないのかということも私は非常に心配しているところなんです。そういうことがないのかどうかということも確認をさせてほしいと思います。

それと、今部長がおっしゃられた、やっぱり散策型ということになりますと、どうしても南口の利用よりは北口の利用のほうが多くなるという認識は町のほうも持っていたというふうに私は思っているわけなんですけれども、そのことでお願いをしたいんですけれども、斑鳩町自身がイベントをやろうというとき、またはJRさんのほうでありますね、ウォークラリーとか何かそういうのをやられるときもあつたりするかなとは思ってますけれども、比較的最近、先ほど言われた散策型、歩いてゆっくり回ろうとか、それとまた駅前のレンタサイクルなんかの関係もありまして、できるだけ公共交通機関を利用して斑鳩町へ来ていただきたいというふうに、環境の問題も含めて私はそういうふうに、できるだけそういうふうになってほしいなというふうにも思っているところなんです。ですから、そういうイベントなどをやるときには、JRと連絡を密にとって、斑鳩町ではこういうことをするんだと。それで法隆寺駅のほうでもぜひ乗降客には気をつけてほしいというような要請をその都度やっていっていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがかなと思います。

それと、もう1つ確認したいのは、先ほどの1点目のときの部長のご答弁の中にモニター設置ということが出てきていたと思うんですが、そのモニターは、一体北口のどの部分を南口で見れるようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 鍵田都市建設部長。

○都市建設部長（鍵田徳光君） まず1点目の、今現在どういう影響が出ているかというご質問だと思うんですが、その件につきましては、一応3月1日から法隆寺北口の職員の無配置時間が延長になったところがございますけれども、その後町のほうに対しましては、特別苦情、要望等のことは聞いておらないわけなんです、法隆寺駅のほうで

はどうなのかということで一応確かめさせていただきました。駅のほうでは、長距離切符だとかの対応について南口でしかできないのが不便だなというのも当初の間はあったみたいですが、今現在としては、とりたてて別に苦情といたしますか、そういうのもないというふうに聞いております。

それと、町なんかのイベントの際にJRとも連携するという話でございますけども、一応例にとりますと、観月祭なんでございますけども、観月祭なんかも、従来一応JRの駅前からバスで会場近くまで運行するといったような形を、絶えず連携をとりながら、そういう公共交通機関を利用するように、それは心がけているところであって、今後もそういう形でやっていきたいというのはそのとおりでございます。

それと、もう1つモニターの件でございますが、私の説明が悪くて申しわけなかったんでございますが、北口の階段を上るところ辺りかな、そこら辺にモニターがついておるわけなんですけど、それで駅の改札のところ辺りの状況をわかるような形で把握させてもらっておるというふうに聞いております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） わかりました。それでは、観光行政から見てということでは、今後いろいろJRと連絡を密にとっていただきまして、できるだけ斑鳩町を訪れていただく方にご不便がないような努力を行政としてもやっていただきたいということをお願いしときたいと思います。

それと、3点目の「バリアフリーの問題から」ということで挙げさせていただきました。部長のご答弁の中にもありましたけれども、スロープの問題であるとか、インターフォンの問題であるとかおっしゃっていただいたと思うんですけども、ただそういうことがうまくいっていない。スロープも難しいということですしね、インターフォンの問題についても、私は車椅子の対応ということもおっしゃっておられましたけれども、既に車椅子であればあの北口の段は上れないんだということを申し上げてきたと思うんです。それと、モニターも、今おっしゃられたように、じゃあその段差のある付近でお困りになっている障害者の方がいらっしゃるということを認知することができるシステムになっているのかどうかということも、私は非常に気になるわけなんです。

ですから、そういったところも、細かいところも含めて、このバリアフリーの問題、駅舎改築、駅周辺整備という問題は問題として、議員皆さんからいろんな意見もあると思うんですけども、そこに行くまでの現状ですね、今現状を、やはり斑鳩町の行政としてバ



リアフリー化に全力を挙げて努めていただきたいというのが私の思いなんですけれども、今申し上げました点につきまして、もう一度考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、里川議員がおっしゃるように、今の場所でどうせこうせいとか、それよりもやっぱり、無人駅を何とかしようと思ったら橋上駅にしてちゃんとしたら駅員さんがおられるわけですから、そういうことを考えていかなかったら、今の場所でどうせいというたかて、現状は、県議会でもああいう質問が出ているようにスロープにせい言うたかてできませんというてJR西日本は答えてるわけでしょう。どう取り組んでいくのかというたら、今の現状を考えたかて無理だから、今コンサルタントに相談しながら、先ほどの質問の中でも申し上げているように、やっぱり明確化していかと、いろんな意見があったかて、橋上にすることによって駅員が配置されるわけですから、やっぱりそのことを十二分に考えんと、今の現状をバリアフリーにするためには、どうしていくんですか、ほんなら。エレベーターをどうつけるんですか。そのことすらできないわけでしょう。早くそういうことをしていこうとするためには、何らかの措置をしていくことが一番大事であろうということの議論をしているわけですから、いろんな意見があったかて、そういうことをまとめていかなかったら、身体障害者の人を、一々スロープ渡れないから、インターフォンを押して駅員さんが抱えてくれた。駅員さんおらないという現状やったら、付近の方々がやっぱり協力をしていただくことになっていくわけですから、我々としては、そういうことを踏まえる中で、何とかみんなが、駅の関係、そういうことをバリアフリー化していこうということで皆さんが取り組んでいただいているわけですから、そういうことを踏まえた中で我々としては計画をしているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） それは、今町長が答えていただいたわけなんですけど、私は質問の段階でそのことは申し上げているわけです。どっちみちその方向をとったとしても、今すぐできる問題ではないので、今北口の駅員さんがいらっしやらない時間帯に、やはりバリアフリーとしてどういうことが考えれるのか、そういう身体に障害のある方でも社会参加していただくという意味では、やはりバリアフリーの観点というのは、今の現状を見る中でやっぱり持っていたかかないといけないというふうに私は思っているわけなんです。

そのことで、段差があるということは、あそこは一番ネックになっているわけなんです

けどね、3月のときにも言いました。インターフォンがあるんですけども、目の見えな  
い人がインターフォンがどこにあるかがわからないということがあ  
るわけなんです。だから、そういうことも含めて、やはり今後も  
そういった観点を持ちながら、現状を少しでも不便のないよ  
うな努力を行政としてやっていただきたいということを私は申し  
上げているんです。

ですから、そのことについて、行政としては何かほかにやれる  
ことはないのか、それとももうJRに任せたまま、今のまま、も  
う手をこまねいて、先ほど町長が言われたようなことを待つ  
しかないのかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） JR等については、いろいろとまたそ  
ういう話はさせていただきますが、現状としてなかなかでき  
ないとなれば、町としてもそういうボランティアの方を募  
っていくのか、あるいはそういうことも、観光ボランティア  
の方々が、iセンターにおられる人をJR法隆寺駅の北口  
にお願いできるのか、そういうことも十二分に相談して  
いかなかったらなかなか進めていけないと思いますし、何  
も行政がほっておくということは全く考えてないわけ  
です。何とかしてやりたいわけです。ただ、やっぱり、目  
の見えな人は、だれかが介添え役をしていっているわけ  
です。だから、慈母園の老人ホームでも、そういうボラ  
ンティアの方々が何人かおられて、病院へ行くときには  
その方が運転していっておられる。あるいはまた、そ  
ういうときに出る。そういうことをつくっていくのが  
我々の使命だと思っておりますし、何も別にそういう  
ところが、県議会でもじきに、JRに言ってい  
たら、返事はあきませんねんとおっしゃいましたとい  
うて新聞に書いてありますが、そんなことよりも、も  
っと基本的なものをしていかなかったら、私はやっ  
ぱり心と心の人間関係が薄れていくと思  
いますので、そこらをやっぱり十二分に要請する  
ことが大事だと思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、町長のご答  
弁にもありました障害者の施策として外出支援  
というのがあると思うんですが、そ  
ういったことも含めまして、この  
問題については、今後も行政と  
してどういう状況にあるのかとい  
うことを気にとめながら施策を  
展開していただき、またできる  
限りそういった社会参加に対しま  
しての行政としてとれること、  
とるべきことをやっていって  
いただきたいということをお願い  
しておきたいと思

それでは、3点目に移らせていただきます。

3点目に書かせていただきましたのは、「学校図書室の今後の考え方について」ということで、このことにつきましては、以前から私自身も、子どもさんたちの活字離れについて非常に心配があるというようなことで、学校図書室についての発言もこの間にしてきたことがあるわけなんですけれども、今度学校図書館法が決定されている内容なんですけれども、平成15年度以降12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置しなければならないというふうになっているわけなんですけれども、学校図書館司書についての考え方、教育委員会のほうにお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校図書館の司書教諭の配置についてということでございますが、これにつきましては、今議員もおっしゃっていただいたように、15年4月から、12学級以上の学校にはすべて配置すると、こういうことになってございます。これにつきまして、今日までそれぞれの学校で、その司書教諭の資格を有する人が必要でございますので、講習会等に参加しながら資格をとっていただいているわけでございますが、現在各小中学校に1名から5名程度の有資格者を養成させていただいているところでございます。

司書の配置につきましては、ご承知のとおり、学校の定数配置というのがございまして、その定数配置の中で校長が司書を指名すると、こういう形でございます。法律ができたからといって、定数に1名上積みされたということではございませんので、現有勢力の中でその司書を任命するというところでございます。

この司書の任務についてでございますけれども、児童生徒の図書委員の指導を初め読書指導とか本の貸し出し、あるいは整理、そしてまた学校の図書室の運営全般にかかわっての仕事になるというふうに考えております。

こうしたものは、定数の中の配置でございますので、他の業務もありますことから、その先生1人にすべて図書館の業務を任すということではなしに、校務分掌の中でそれぞれやはり2名ないし3名の図書係の先生も配置しながら対応していきたいというふうに考えております。

また、今も申し上げましたように、任命に当たりましては、校長が司書教諭を任命するわけでございますが、そうした場合に、本人に余り過度の負担にならないように、そうしたことを総合的に判断しながら任命するよということ、学校のほうへも指示、指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、まさしく教育長が説明をされました。非常に残念なことに、司書を配置しなければならないとしながらも、定数の中でというようなことになっているわけなんですね。実は、学校図書館法も15年度からということでそう言われているんですけども、昨年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律、これが公布施行されたということを受けて、ことしの6月26日に文部科学省から、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画案というものが発表されているわけなんです。

その計画案につきまして見させていただきますと、かなり細かいところまで書かれているわけなんですね。家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進ということ。こういうことをやっていこうということで、一番学校の図書室、図書館に司書の先生がいらっしゃるといことは、非常に大切なことだと思います。特に中学生の活字離れはかなり厳しい状況にあると思いますので、大事なことなんです。

しかも、これを、読書活動を推進していこうということになれば、かなりその先生にリーダーシップをとっていただかんといかんのじゃないかというふうに思っているんです。今教育長がおっしゃられたように、定数の中での配置で、こっちの業務もしながらこっちもしてというような、それで1人でやったら大変やから2、3人で。そういうことの中で、この基本的な計画案ですけども、これが子どもたちの中に本当に行きわたって推進という形になっていけるのかどうかということは、非常に私自身は心配しているところなんです。

ですから、以前にも私学校図書館司書については、いろいろなことを申し上げました結果、斑鳩中学校のほうにも、一時中学校のほうに町費で配置をしていただいたときに、一番何が変わったかというのが、斑鳩中学校の図書室が非常に閑散としていたのが、その司書の先生がいらっしゃったことによって非常に子どもの出入りが多くなった。それと、図書館だよりですね。それぞれの学級の通信だけではなくて、図書館だより、これが非常に定期的に発行されるようになって、私もずっと読ませていただいてまして、さすがに専任の先生がいらっしゃったら違うなということを強く感じた経過があるんです。そのことによって図書委員会の問題についても、今教育長触れられましたけど、その指導についても、やっぱりそこに専門で当たっていただきますと、非常に子どもたちに指導が行き渡るというような、やっぱり専任でいらっしゃるといことは非常にいいことがたくさん出てくるわけなんですね。

ですから、今後この問題については、やはり学校図書館法においても、それが必要やということがわかっているからこうなったわけですね。必要であると言われている。そして、さらに文部科学省が、子どもの読書活動の推進は大切だと言っているわけなんです。そして、その反面、総合的な学習が始まって、子どもを個人個人に応じたいろんな学習をしていかないといけない、生きる力をつけるために。そして、いろんな対応を先生がしていかないといけない中で、兼任をして果たして十分な図書館活動を実践していくことが望めるのかどうか。ここについては、十分教育委員会の中でもご協議いただきたいというふうに思っているところなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、里川議員さんおっしゃっていただいているように、読書というのは非常に大切なものであるというふうに思っています。子どもたちがみずから学習する力を養う、また読書習慣を身につけることによって夢や創造力を育む重要な役割が図書の中に含まれているというふうに思っています。

そうした中で、地域あるいは学校での子どもたちの読書指導、読書活動の推進ということでございます。斑鳩町には幸い町立図書館も設置させていただいたし、またそうした図書館の司書が学校に出向きまして、いろんな子どもたちに司書の活動の指導なり図書館の活動なりをご紹介を申し上げながら、学校図書の理解をしていただいているところでございます。また、夏休み中には、子どもたちに図書館の業務というものはどういうものであるのかということも理解いただくために、一日図書館員ですか、そういうものも置きながら体験をしていただいているということがございます。そうした体験を含めながら読書に子どもたちが理解を示していただけたらというふうに思っています。

それから、以前にも、中学校には町費で司書を置かせていただいたという経緯がございます。もちろんそうした中で、その先生が図書館だよりなり出し、あるいはまた子どもたちに図書の活用の相談なり指導をしていただいたという理解をいたしておりますし、今回のこの設置につきましても、そういうことも十分含めながら任命されていくものでございます。当然里川議員おっしゃっていただいているような業務については、その司書教諭の先生方が対応していただくということになると思います。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） いろいろな記事を見ておりますと、香川県などでは、これは市の方が発表されていることなんですけれども、県が職員をやっぱり配置してくれたと。1

2学級以上の学校に司書教諭を配置してくれたのは県がしてくれたということで、その効果についていろいろ発表されているのがあるんですけども、やはりそういうことを町の教育委員会としてもやはり県へ要望をしていっていただきたいということをお願いしておきたいと思うんです。

それと、もう1つ非常に気になっているのが、2点目に書かせていただいている町立図書館とのネットワークについてということなんです。このことにつきましては、平成9年にいかるがホールとともに開館いたしました町立図書館と学校図書室とのネットワークということは、私自身当初からずっと要望してきた経過があります。当時の教育長のときから、中長期的に取り組みたいというふうに言われ続けてきたところなんですけれども、このことにつきましても、子どもの読書活動の推進ということの中では、学校図書館の情報化という項目が設けられております。

今、そういう各学校にもコンピュータが設置されておりますし、学校の図書室にはどのようなになっているのかわかりませんが、この計画案の中では、学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は23.6%であり、そのうちLANに接続している学校図書館は19.1%となっていると。13年度3月の時点ではそういう形になっているんです。

学校のインターネット接続については、地方交付税措置等によって整備が進められている。この間斑鳩町も進んできておりますね。そのことによって、学校図書館の蔵書の情報をデータベース化して、他の学校との図書館ネットワークができる、そういうことが可能であると、そういうことを進めていこう。そして、家庭や地域住民全体で蔵書の共同利用、そして各種資料の検索を可能としていこうというようなことが、この文部科学省の計画案の中にも書かれているわけなんですけれども、斑鳩町の各学校にある本も町立図書館にある本も、また公民館にある本も、みんなが共有して、斑鳩町のみんなの蔵書であるという考え方に立つのなら、本当に各学校の図書室とのネットワークということも大切であろうというふうに思います。

そして、学校におりながら学校で総合的な学習をしながらいろいろ検索をする中で本を見つけることができるということ、そして借りれる、返せるということが子どもたちに可能になれば、より利用が広がるのではないかとというふうに私は考えているわけなんですけれども、ここのところをちょっと、現状と今後の考え方についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 図書館と学校図書室とのネットワーク化ということでございますが、これは町として平成9年の9月に図書館が開館いたしまして、その後現在も公民館の3室との間でのコンピュータのネットワーク化を実施いたしております。そうした中で、情報交換なり、あるいは物流の面でも順調にその業績を伸ばしているところでございます。公民館の図書室から図書館の本の検索できますし、また予約していただければ、図書館から図書室のほうに本を持っていくと、こういうことをしながら図書館の業務も行っているところでございます。

今、ご指摘いただいております町立図書館と学校図書館のネットワークにつきましては、これは以前からも私も申し上げておりますように、コンピュータの整備という中でそういうネットワーク化を図っていくということでご答弁申し上げてきたというように思います。

そうした中で、一昨年、双方でそういうネットワークをつくるための研究、検討をしてきたところでございます。町立図書館におきましても、ことし10月にホームページを開設いたしまして、今現在持っております13万件の資料情報を公開する予定でございます。一般利用者はもちろんのこと、各学校におきましても、インターネットの利用できるようなコンピュータを設置いたしておりますことから、学校からも図書館の蔵書の検索ができるようになるということでございます。この活用につきましては、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在行っております図書館と学校間との調べ学習についてでございますが、これは学校のほうでカリキュラム、あるいは学習の進行によって、調べ学習、あるいは総合学習の中で調べ物をする場合がございます。そうしたときには、その課題について学校から図書館に対しまして、こういう調べる学習を指示しました、それに関する必要な図書をひとつ整理してほしい、こういうことで、図書館のほうでは、一定のそれに関する図書をまとめまして、子どもたちが調べやすいように整備をさせていただいております。さらに、子どもたちが学習しやすいようにそうしたことを進めながら、図書環境づくりに努めているところでございます。

今後におきましても、やはりコンピュータができたからといって、学校からその図書館の蔵書の予約ができるまでにはまだ至っておりませんので、そうしたことがこれからの研究課題であるというふうに考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） ぜひ、今最後に教育長が言っていただきました各学校からでも予約ができる、また今公民館でやっているような形の貸し出し、そしてまた返却というようにすることができるような形を私は最終的に望んでいるということを申し上げておきたいと思います。

それと、今、1つ教育長の答弁の中で気になったのが、学校で総合的な学習の中で課題を決めたら、その課題を、こういうふうな課題を決めてやりましたと図書館に連絡して、子どもたちが行ったら、そういうものが探せるように用意してくれてはると。それが本当に生きる力なのかと今ふっと疑問に思ったんですけど、子どもたち、与えられた課題以外に、少し大きくなってきたら、自分で、こんなこと調べたいな、このことにふっと何かした拍子に興味を持ったら、急にそのことを調べたいと思うときがあるかもしれません。私も子どものときそうだったもんですからね、多分そういう場面が出てくるだろうし、そういう場面がなければいけないわけです。これからね。

だから、そういう場面になったときに、やっぱり子どもたちが自分で積極的にそういう行動に出れるということが大事なことであって、そのときに利用しやすい状況によって、子どもたちに積極的にそういうことを考えてもらえる、考える子どもにしていくということがやはりねらいになっていくんじゃないかなというふうに私は思っているんですね。

ですから、そういったことも含めまして、用意万端準備しているのがいいというわけではない。個人個人の子どもたちがしようと思うことにどうこたえていけるかというのも、これからの教育では大切なことではないだろうかということを私は問題提起しておきたいというふうに思います。

それでは、今後積極的に取り組んでいただけることをお願いいたしまして、4点目の「住基ネットの今後の方向について」ということでご質問をさせていただきたいと思います。

この間、住基ネットについては、住民の方々のいろんなご意見もありました。議会の中でもいろんな議論をさせていただいた経過があるわけなんですけれども、午前中にもこの問題に関する質問もありましたけれども、私は今後のことについて聞いていきたいということをおっしゃっているわけなんです。

住基ネットを始めるときに、4情報、4情報ということで、非常にそのことを強調されていたと思うんです。ところが、現在の住民基本台帳には、13情報を載せているはずなんです。そして、今後、来年の8月になったら、全国一斉稼働やと。市町村間で連携が



とれると。横の連携ですね、横の連携をとるときに、単なる4情報でいける問題ではないんじゃないかと。住民票、今現在の13情報というものが、横のネットワークのときには、転居するときには必要じゃないかと。今、えらい4情報、4情報ということを強調していただいているわけなんですけど、この現在住民基本台帳に載っている13情報、残りの9情報ですね、このことについては来年の8月までにどういうふうになっていくのかということが非常に私気になっているところなんです。

ICカードを導入されると。そのことについては、本人申請によって交付されるとなっているわけなんですけれども、このICカードを導入される。申請されて交付を受けられたら、現在の磁気カードとの関係というのがどうなるのか。そしてまたよそからそのカードを持って転入されてきた場合のあの機械というのはどんなふうになっていくのかということも、非常に費用的な面とかも含めまして私は気になっているところなんです。

そして、さらにその先になるわけなんですけど、ICカードが普及をしてきますと、そのICカードのあきのところ、自治体によってそれぞれいろんな利用をすることができるわけなんですけれども、そのあきを利用するという考え方があるのかどうかということ、やっぱり気になる場所なんです。

ですから、そういったところについて、担当としては、今後のことなんですけれども、今4情報でこれが導入されたことでも、今既に非常に大きな議論がある。このことを受けて、さらに来年の8月に向けてより大変な状況になるだろうということから、あえて今このことについては尋ねさせていただきたいと思っているんですけれど。

○議長（小野隆雄君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されてますように、現段階におきましては、4情報プラス住民の方のコード番号がその情報としてICカードの中に組み込まれることになるわけでございます。現在、パゴちゃんカードを町のほうでは無料交付をさせていただいておりますけれども、このパゴちゃんカードを交付をさせていただく中で、来年の8月から住民基本台帳カードの発行を希望される方には住民基本台帳カードを発行することになるわけなんですけれども、そうしますと、パゴちゃんカードとこの住民基本台帳カードとが2枚を所持していただくような結果になろうかと、このように考えてます

。そのため、今現在お持ちのパゴちゃんカードと住民基本台帳カードの——住民基本台帳カードのところに磁気のスライプというのがありますけれども、そこに情報を入れさせていただきまして1枚にしていくというような考え方で、自動交付機も利用していただ

くことができるようにしたいと、このようには今現在では考えております。といいますのは、現在パゴちゃんカードを利用して自動交付機で住民票とか印鑑証明等をとっていただいておりますけれども、それを、住民基本台帳カードをご希望されて発行させていただいた方には、これを1つに統一をさせていただく考え方でおります。

ただし、住民基本台帳カードをご利用していただく方には、一定の費用負担が生じてまいるということでございます。

あと、住民基本台帳カードのあき領域の関係でございますけれども、これを利用して町独自のサービスの提供は、条例をもって可能になってくるということになっております。こういふことで、この利用につきましては、議会とも十分にご相談を申し上げながら検討を重ねて慎重に対応をしてみたいと、このようには考えておるところでございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 当初は93事務に利用すると言うてました業務に関しましても、171の事務が追加されて264事務へと進んでいくという中で、今後のことが私非常に心配だからあえてこの問題を入れたというのはなぜかという、自分の個人情報をコントロールする権利も未確立なんですよね。そして、自分の個人情報の開示請求権も、そしてまた違法な情報利用の中止を請求する権利も、そして不服申し立てする手続など、こういったものが未整備なわけなんです。これは、行政の一方的な情報利用に対して、住民としてなすすべがないという、本当に大きな問題であると思っております。ですから、こういうことが、もっともっと議論して、上へも、町の行政、直接住民とかかわる行政としても、こういった問題についても、県や国へ対してもっと積極的に意見を言っていたらいいと思うんです。

そして、斑鳩町のほうから、議会が決議したことに対して回答をいただけてますね。「地方公務員法の守秘義務により重い罰則規定を設け」というふうに書いていただいているんですけどもね、これはあくまでも地方公務員法ということで書いていただけてます。けれども、個人情報保護法案の中で書かれている問題から見ますと、行政として個人情報を目的外に使うことに対しての罰則が書かれていないということの問題点の指摘というのが非常に大きいわけなんです。

ですから、こういったことも含めまして、行政としてやはりこの問題、住民がなぜいろいろ心配、この8月5日までにもしてきているのか、今もしているのか。そして、来年の8月5日までに向けてなぜ心配しているのかということをごきちんとして受けとめていただけて

、そしてこういう問題については、地方を預かっている行政としては、本当、きちんと住民側に立って県や国のほうへ物を言っていただきたい。

私、本当にこのことについて矛盾を感じているのは、住民基本台帳、この問題については、地方自治体の固有事務ですよね。その固有事務なのに、政府が国の事務に利用しようとしているわけなんです。利用できるようになっていくわけなんですよね。地方分権と言いながら、これは反対に中央集権的なやり方じゃないんかというふうな疑問が私には非常に強く残っているわけなんです。

ですから、単に行政の効率化というような考え方で短絡的に考えていただいても困る。そして、人権やセキュリティ、コスト、地方分権、こういった問題からしっかり行政としてこの問題について今後の方向についてもご認識を持っていていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、もう時間がありませんので、最後の質問にいかせていただきたいと思います。

市町村合併の件についてなんですけれども、広域圏で協議会なども立ち上げていただきまして、いろいろ議論をしていただいている、いろいろ資料の整理をしていただいているというふうに思っているんですけれども、この間に法定合併協議会の設置請求などの動きもありました。こういうことも受けまして、広域圏の町村会の中では、こういった動きの中で、現在どのような議論が起こっているのか。そしてまた、斑鳩町のトップとして町長は、この合併問題についてのメリット、デメリットについては、町長自身はどのようにお考えになっているのか。もう時間がありませんので、簡単に結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在の広域7町での市町村合併に対する取り組みでございますが、議員皆様もご承知のように、この7月に王寺周辺広域市町村圏合併研究会を設置し、広域7カ町の住民、議会を含めた合併論議を進めていく上で必要となる基礎資料の収集、分析を進めているところであります。

本研究会でのこれまでの活動状況でございますが、7カ町の行政規模、サービス、公共施設の整備水準等の基礎的な資料の整理を進めているところであります。その中で特に重要と思われます、財政関係、福祉、介護保険などについては、ことしの12月までに中間の取りまとめをして整理を行いますとともに、他の項目を含めた全体の取りまとめにつき

ましても、平成14年度末の平成15年3月を目標にその作業を進めているところでございます。

それから、市町村合併の効果と申しますか、メリットについては、次の4点ほどが考えられます。

1つ目としては、財源、人材、施設などの一元的に活用されることにより、効率的な経営資源が可能となります。その結果、従来からの行政サービスを維持するとともに、スケールメリットにより生じる財源、人材、施設などを別途活用することにより、より高度で専門的なサービス提供ができるようになります。

2つ目としては、歳出における義務的経費の圧縮が可能となり、それから生じる余剰財源を活用して、より高次の都市的施設の整備など、重点的な投資が可能となります。

3つ目としては、行政区域が拡大すれば、より広域的な観点から、地域の状況を生かした計画的なまちづくりが可能となります。

4つ目としては、人口規模が大きくなりますと、行政サービスの水準を下げずに、人口1人当たりの歳出額などの削減が可能となり、重点的な投資を行うことにより、行財政の効率化が図られます。

一方、市町村合併の懸念あるいは課題については、合併後の中心部と周辺部との地域格差に対する懸念、人口が増加し行政面積が拡大することにより、住民の意見の反映は難しくなるという懸念、行政の単位が大きくなることにより、きめ細かなサービスが受けにくくなるのではないかと申したことが一般的に言われております。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今、町長からご答弁いただきましたこのメリット、デメリットということにつきまして、慎重に考えるためにも、財政の将来予測についても各町で推計をしていただけるというふうなことが担当のほうからも出ていたと思うんですけれども、特例や経過措置があるときの数字だけではなくて、その先も見据えた形の数字をぜひとも押さえていただきたいなど。そのことでメリット、デメリットなども余計によく見えてくるのではないかと申したことを感じます。

ですから、これからの財政の将来予測については、そういったことにも留意をしていただいて進めていただきたいということを要望して私の一般質問を終わらせていただきます。

。

○議長（小野隆雄君） 以上で、8番、里川議員の一般質問は終わりました。

次に、13番、喜多議員の一般質問をお受けいたします。13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 2点質問を通告をいたしておりますので、今議長のお許しを得ましたので、これから質問をしてみたいと思います。理事者におかれましては、明快なご答弁をいただけますようによろしくお願いいたします。

まず1点目、「中学生向けの『思春期のためのラブ&ボディBOOK』配布について」でございますが、これは夏休みに入りましてすぐに、厚生労働省所管の財団法人母子衛生研究会で作成されました「思春期のためのラブ&ボディBOOK」が中学生向けに配布されているという新聞報道がございました。既に全国に300万部が保健所や中学校へ届けられまして、その内容は、中学生に避妊薬のピルの効用を進めたり、ピル効用以外にも中学生にここまで必要かと思われるほど行き過ぎた表現や部分があるということから、不適切ではないのかといった疑問視する声が上がっているというものであります。

これを受けた熊本県教育委員会は、この冊子の配布差しどめ、それから石川県教育委員会は、扱いに注意を促す通知を出したということでもございましたが、奈良県の教育委員会は、特に当町の場合はどう対応されたのかというふうにあじておりました。

8月6日付に、今度は性教育の冊子を絶版するという見出しで、母子衛生研究会が教育現場に残っている在庫数千冊を回収することに決定したという報道でもございましたので、少しはほっとしたのでございますが、奈良県の場合はどうされたのか。余り見受けられませんでしたが、もう過ぎたことではございますが、斑鳩町の対応と奈良県の場合をお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、お尋ねの冊子でございますが、県の対応ということでございますが、県にこのことについて問い合わせをいたしました。それによりますと、この冊子についての配布につきましては、奈良県教育委員会を経由しておらないということでもございますので、県としては何らの対応はされていないということでもございます。したがって、各学校に配布されておりますので、市町村の判断に任されているということでもございます。

したがって、当町におきましては、内容等学校長とも十分検討した結果、配布はいたしておりません。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、奈良県は直接さわってなかったから何の対応も示していません。ちょっと残念だなというような気がするんですが、斑鳩町の場合は中学校が2校ございます。その2校の校長先生方が考慮された中で、配布はしないという結果で配布されていないことを聞きまして安心をするわけですが、奈良県の教育委員会としても、やはり少しはそういった対応が欲しかったなというふうに今思っております。

この冊子は、ピルを扱う薬品会社8社からの支援金などで作成されたということございまして、冊子の内容については、各地で、中学生を対象とするには性をふざけて表現しているなどと批判の波紋が広がって、遠山文部科学相も、中学生にここまで教える必要はないと否定的な見解を示しておられたということでした。

厚生労働省では、全生徒を対象とするにはふさわしくない記述もあったと言いつつ、ピルは認可されており、冊子の中では、医師と相談するようにと記述しているから中学生にも広く読んでもらいたかったと文部科学省と対立するかなりの温度差がある見解を示した一面もあったということですが、しかしながら、今後は、性教育の乱れを現状追認するものではなく、誤解されないよう責任を持って性教育の教材をつくっていくと言っております。

現在、テレビや雑誌、インターネット等性情報があふれ、10代の妊娠中絶は10年前と比べて約2倍になっているそうでございます。こういう現実を決して無視できないものでありますので、性教育は重要であると思っております。

そしてまた、子どもにはちょっと理解ができませんが、出会い系サイトとかいう携帯電話による犯罪も多発しております。被害者は未成年の女子中学生や高校生であります。氾濫する性情報を思春期の子どもたちにどのような判断をさせるのかという、基本的な知識を与えて男女の違いを尊重する教育であってほしいと思っております。

このほかにいろんな冊子等が出回っていることも聞いておりますので、重々に教育委員会としては、こういうものに対して敏感になって、今後の対応も、今回されたような対応でやっていただけたらなと思っております。

次、2点目の「男女共同参画社会の実現の向けての条件整備とは何か？」ということで、4点ばかりお伺いいたします。

まず最初に、「斑鳩町で男女共同参画社会推進本部の役割と、それから今日までの実績をお聞かせください」ということでお尋ねをいたします。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 斑鳩町男女共同参画社会推進本部の役割と今日までの実績についてということでございます。

この斑鳩町男女共同参画社会推進本部につきましては、助役を本部長といたしまして、副本部長には収入役、本部員といたしましては教育長、各部長及び課長級の職員を構成メンバーといたしまして、平成10年3月に設置したものでございます。

その中で、1点目の役割についてでございますが、推進本部の設置要綱の中で、推進本部の所掌事項をうたっております。

その中で、1つは、斑鳩町男女共同参画社会推進行動計画に係る施策の企画及び実施に関すること。2つ目には、その他男女共同参画社会推進に係る重要事項に関することを定めております。本町の男女共同参画社会の実現及び発展に向け、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に推進するための総合調整並びに行動計画の進捗管理を行っている、そういったことが役割でございます。

2点目の今日までの実績でございますが、昨年度の女と男が輝く未来計画の見直しに際しまして、斑鳩町男女共同参画社会推進委員会の提言をもとにいたしまして、より住民の生活に密着したもの、地域の実情に即した実現可能なものとの視点から行動計画の策定を行いますとともに、計画の実効性を高めるため、具体的な目標数値を盛り込んだ実施計画の策定を行ったところでございます。

この行動計画に基づきまして、広報紙での啓発を初め男女共同参画社会づくりセミナーの開催、女性のための相談窓口の設置、子育てサポーターの養成などを、真の男女共同参画の実現に向けまして、諸施策の推進を行っているところでございます。

また、これらの施策の推進とあわせまして、職員一人一人が男女共同参画社会の実現に向けて担うべき役割をより深く認識するための研修会もしているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、役割と、それから実績をお聞かせいただきました。

2番目の「男女混合名簿を採用している奈良県下の小中学校と、それから当町の実施状況について」というところでございますが、今の現段階でわかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 男女混合名簿の導入状況についてということでございますが、学校で使用いたします名簿につきましては、出席簿とか学級名簿、あるいは健康診断簿等

々いろいろございまして、奈良県での直近にされました実態調査の結果につきましては、平成13年3月時点のものでございますが、それぞれの名簿ごとに男女混合の有無を調査されております。

この調査結果によりますと、小学校では、導入率が最も高いのは、学級名簿の38%、最も低いものは、健康診断簿の24%となっております。調査対象となった名簿すべてを平均いたしますと、約33%が小学校で導入されているという現状でございます。

次に、中学校についてでございますが、導入率が最も高いのは、小学校と同じように学級名簿の16%、最も低いのは健康診断簿の8%となっております。調査対象となった名簿すべての平均をいたしますと、中学校では13%が導入されているということでございます。

当町では、現在幼稚園に導入いたしておりますけれども、小中学校につきましては、保健指導、あるいは身体測定及び体力測定等男女別の名簿の使用頻度が高いということもありまして、現在のところまだ導入はいたしておりません。ただ、卒業式等で一部の学校で男女混合で紹介しているという状況はございます。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、実施状況をお聞かせいただきました。斑鳩町はまだ導入をされていないということでございますが、一部幼稚園とか、それから卒業式のみですか、入学式と卒業式。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 卒業式だけでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） それで、今導入されてないんですが、男女別名簿、その名簿の作成は、何を基準にして順位を——順位をといいますが、作成されておりますか。男女別の名簿の作成の基準は、何を基準に順番をつけておられますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、学級名簿はあいうえお順で並べております。これにあわせてまして、男女交互に卒業式では読み上げているということでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 50音で名簿を作成されているんですね。



まず、この混合名簿のことをお尋ねしたのは、教育現場である学校のジェンダーフリー化の第一歩というのがこの男女混合名簿であると聞いております。出席名簿というのは、大体普通我々も受けた教育の中では、男女別でございまして、50音が一般的でございまして。50音といいますと、「あ」が最初に来るわけなんですけど、「あ」の人は、例えばあ行の頭文字の人が先に呼ばれるわけなんですけれども、あとそれからずっと順序を迫いまして、例えば最後の「わ」とか「や」、そういった頭文字の方は後になる。だからといって、それが差別であるというふうには私たちは認識をしていないわけなんです。

ですから、学校教育の果たす役割は何かといえ、私は男女の違いをしっかりと認め合うことであるということ。それと、認め合う中に、お互いに両性を尊重することを学ぶところが学校ではないかというふうに思っております。

男女共同参画社会の実現に向けていろいろと報道をされているわけなんですけど、何が何でもジェンダーフリーで、何でも男女は一緒であるという考え方では、ちょっと余り合点がいかないなというふうに私は思っております。性別の役割分担が社会の活力を生み出す知恵であると認識していかねばならないのではないかと。男女混合名簿については、学校の教育現場でも採用されているところの教師ですら疑問を感じているというふうなことも聞いております。

ですから、斑鳩町はまだ男女混合名簿を作成をされて導入をしていないということでございますので、今後どのような形にされるのかそれはわかりませんが、もしそういうことになるのであれば、教育の現場、それから保護者、関係者、ゆっくりと協議をされて、この名簿の採用をしていただきたいというふうに思います、もしされるのであればですよ。私は、別に差し支えがなかったら、現状のままでもいいんじゃないかというふうに思っております。

男女の区別そのものが差別だとする教育内容が混合名簿の後に待ち受けているという、こういうことも聞いております。一体この男女共同参画社会というのは、何を求めているのか、私は疑問を感じております。混合名簿のことは、今後の問題でもございまして、教育委員会では、熟知されて、検討を重ねた上で採用するかしないかはまた後日に決めていただきたいと、そういうふうに思います。

それから、3番目のジェンダーフリー教育とジェンダーチェックについての考え方といえますか、考え方、認識をお尋ねしてまいりたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ジェンダーフリー教育とジェンダーチェックについてどう考えているのかということでございます。

ジェンダーフリー教育につきましては、町が策定いたしております女と男が輝く未来計画の主要な施策の内容にも、ジェンダーフリー学習のプログラムの研究として挙げさせていただいております。学校教育におきます効果的な学習プログラムの作成につきましては、今後十分研究してまいりたいというふうに考えております。

その中で、その学習効果を確認するための一つの方策としてジェンダーチェックというものを取り入れていくことも考えられますが、今後ジェンダーフリー学習のプログラムの、今も申し上げました研究する中で、そのことも含めて検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） それでは、教育長にもう一度お尋ねいたしますが、斑鳩町の中で、例えば学校もしくは地域、職場も含めて、庁舎、町の職員の皆さん、ジェンダーチェックをされたことがありますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 役場のほうでは、そういうチェックはいたしておりません。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） されてないというようなことですが、私はされた方の感想を聞いたことがあるんですが、まずこれは斑鳩町が示して、先ほど教育長の答弁の中にもございました女と男が輝く未来計画の中の末尾に掲載してございます解説ですけども、ジェンダーとは、社会的、文化的に形成された男女の格差である。生まれたときから女性は子どもを産むことのできる性を持っており、これを生物的な性と言います。これに対して、男は仕事、女は家庭に代表される性別役割分担や、女性らしく、男らしくなどというような性によって性格や行動を特徴づける考え方は、長年にわたって社会環境や教育環境の中でつくられたものであり、これをジェンダーと言いますと書いてございます。

これ、今先ほども言いましたこの続きなんですけど、今度は、ジェンダーフリーとは、ジェンダーにとらわれずに、一人一人の個性や能力を尊重する考え方のことを言いますというふうに解説してあります。この考え方は、国が示す男女共同参画社会基本法の根幹であり、この基本法の本質であると私は考えております。

これに基づくジェンダーフリー教育を、斑鳩町の未来計画の中で、先ほど教育長答弁い

ただきましたけれども、男女平等教育として進めていこうとしています。女らしさ、男らしさについては、どのようにお考えになっておられますか。

○議長（小野隆雄君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私に対して女らしさ、男らしさということで、どう感じているのかということですが、これは男女の性差につきましては、議員もおっしゃっていただいておりますように、お互いにその差はあるということをお認めいただいていることですのでございますし、私もそういったことについては十分認識をいたしております。

そうした中で、よりよい社会生活を目指しますために、男性も女性もお互いに考えながら、あるいは責任も共有といいますか、両有しながら、あるいは喜びもお互いに分け合いながら共有できるような社会になるよう努力していかなければならないというように考えているところでございます。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 教育長の女らしさと男らしさというのをお聞かせいただいたわけなんです、男らしさとか女らしさというのは、一体じゃどこからくるのかということで、ジェンダーと言われるように、私たちがオギャーと生まれまして、ある程度大きくなりますと、どうしても女の子は女の子のようになりますし、例外もありますけれども、それから男の子は男らしくなっていくというのが、これが自然の姿ではなからうかなというふうに私は思っております。特に、2、3歳ぐらいになると、女の子は、かわいらしいフリルとかリボンのついた洋服を欲しがりますし、男の子は、乱暴なことをしたり、それから機械をいじってみたりして大人の真似をしたりしてやんちゃも示します。それが普通の男の子と女の子の生育の過程であろうというふうに思っています。

それを、ジェンダー、後天的に、そういった社会環境とか、それから教育によって形づくられたものであるという決めつけというのが私にはどうも理解ができないわけでありまして、ジェンダーフリー教育は、これを取り除かないといけないということになれば、その考え方というのは、私はついていけないなというふうに思っております。

それで、ジェンダーチェックの目的ですが、斑鳩町では、職場の中でも、それから地域でもジェンダーチェックをされたことはないと先ほど答弁をいただきましたけれども、ジェンダーフリーの教育といいますのは、まずジェンダーチェックをします。ジェンダーチェックは、例えば子どもに対してする場合は、男らしさや女らしさに、そしてどれほどそういうふうにしばられているかを気づかせるチェックでございます。それから、今度は保

護者とか大人に対するチェックは、固定概念を自分たちがどの程度持っているかというのが、大体のチェック内容です。

例えば、どこかに赤ちゃんが生まれてお祝いを持っていくというときに、女の子が生まれたらピンクの産着、男の子が生まれたらブルーの産着という、そういった概念をあなたは持っていないかという、そういう項目がずっと並んであるわけです。私も見たことがあります。したことはないんですが、された方が持ってこられたのを見たことがございます。そういうのがジェンダーチェック。

ですから、これから男女共同参画社会の中でそのチェックをしたり、ジェンダーフリーの教育をしたりというふうになれば、大体世の中はどのようなふうになっていくのかなというふうには私はちょっと先が見えないんですけども、そういったジェンダーフリーという思想、これは私は憲法で保障する思想、良心の自由や基本的人権を侵害しないと。行政が政策として個人の趣味やら趣向やら美意識まで立ち入って価値観をそぐような、いわゆる思想統制をするようなことをどうして堂々と政策として進めていくのか、私は理解ができません。人間らしく生きるということは当然でございます。女性に生まれても男性に生まれても、生涯を終えるまで自分らしく人間らしくするというのが当然であります。その裏付けになるのは、自分が生まれた地域や、それから国や社会の中で培った文化、それから歴史に育まれてその人の持つ能力の可能性が生まれてくるのではないかと、私はそのように思います。

それで、4番目の、山口県の宇部市の男女共同参画推進条例が制定されて、新聞で読みまして、大変話題になったということでございましたので、私も事務局から資料を取り寄せていただいて見せてもらったのですが、この宇部市の男女共同参画推進条例をごらんになってどのように感じられたのか、お聞きしてみたいと思います。だれが答弁していただけますか。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 山口県宇部市の男女共同参画社会推進条例につきましては、既に他で条例制定されている都道府県、市町村との内容を比較しますと、その特徴といたしましては、男らしさや女らしさを一方的に否定することなく、男女の特性を認め合い、互いにその人格と役割を認める。専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を協力して支援するといった内容が盛り込まれているところでございます。

真の男女共同参画社会の実現に向けては、すべての性差を否定するのではなく、妊娠、

出産といった母性機能については、社会にとって重要な役割を持っているという母性に対する理解を深めることが大切であると考えています。

この生物学的な性を理解した上で、男は仕事、女は家庭と代表される性別役割分担や、女らしく、男らしくなどというような性によって性格や行動を特徴づける時代や社会でなく、男女がともに個性を發揮し、多様な選択肢の中から自分に合った行き方が選択できる社会づくりを目指し、施策の推進を今後図ってまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 総務部長に感想をお伺いしましたんですが、斑鳩町はまだ条例は持っていません。女と男が輝く未来計画、それはございますけれども、条例としてはまだ制定をされていないようです。

私もずっと読ませていただいた中で、宇部市さんということで勉強をちょっとしてみたんですけどもね、ですから今総務部長が述べられたように、男らしさとか女らしさとか、それからこれは本当に重要なことなんですけど、専業主婦を否定しない。それから、社会の基本は家族である。それから、思想及び良心の自由の尊重に配慮する。こんな内容でございましたので、今感想をお述べになったとおりでございます。

こういった常識的といいますか良識的といいますか、この男女共同参画推進条例の中では、全国で36都道府県制定されて、その中でまた62の市町村が条例を制定されているということですが、特に宇部市の条例が話題になったのはこの部分であったろうというふうに私も感じました。ですから新聞に報じられたわけなんですけど、こういった条例を制定する山口県宇部市の市議会の中でも大層もめたそうございまして、この条例になるまでに相当の葛藤があったというふうに聞いております。宇部市の今の条例は、6月議会で共産党さんを除く賛成多数で可決されたそうでございます。

宇部市は、石炭産業の隆盛に伴いまして、村から一足飛びに市制になった市でありまして、公害問題を、市民、行政、企業が一致協力して克服したという共存共栄、協同一致の精神や気風に富む地域であるということです。

そういうところから、女性施策には特に熱心でありまして、平成4年に男女共同参画の担当組織を設置されております。それから、平成8年には、男女共同参画推進審議会を発足させまして、同じく9年には宇部女性プランを策定をされ、平成10年中国地方で初の、全国では3番目になるんですが、男女共同参画都市宣言を決議されております。

国が、平成11年に男女共同参画基本法を制定をいたしまして、平成12年には、東京

、埼玉、それに次ぐ全国で3番目の条例を制定したのが山口県だそうでございます、まさしく男女共同参画の先進都市として宇部市も条例制定の動きが始まって、ことし1月に男女共同参画審議会の答申を受け、6月議会に条例案が提出されたというのがその経緯であります。

この条例の内容は、先ほど総務部長にお伺いしましたように、家族を構成する男女が、家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力のもとに、愛情豊かな子育てや家族の介護を行うといった、男女がそれぞれ自立することと同様に、家族愛や家族の助け合いも大切であるということで、男女平等の基本理念を正しくとらえていることが評価されているわけであります。

さっきから申し上げましたけれども、斑鳩町は条例を制定はしておりませんが、もし制定する考えがあるのか。あるのであれば、どのような配慮をされるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町の条例制定の取り組みについてのご質問でございますが、現在のところこの取り組みにつきまして、条例制定団体の資料収集を行い、条例に盛り込まれております内容等について整理を行っているところでございます。これら整理をいたしました内容をもとに、本年度男女共同参画社会推進委員会の中で、条例に盛り込むべき内容等についてご審議をいただきたいと考えております。それとともに、住民の方のご意見につきましても、ホームページ等を通じましてお聞きし、とりまとめてまいりたいと考えております。

そういったことで、条例の制定時期といたしましては、平成15年度中に制定をしたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 今、制定の時期が平成15年ぐらいにというふうにおっしゃっておるわけなんです、そのホームページとか広報紙で広報されますよね。そうすると、詳しく内容について私も触れませんけれども、ホームページ等で意見の募集ということになれば、いろんな意見が入ってくると思うんですね。そういった取捨選択の方針の中の中心的な配慮の仕方というのをもう一度お聞かせください。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いろんなご意見が出てくるだろうと思いますけれども、それ

らを整理する中でまとめまして、いわゆるそういう内容をまとめまして、それぞれ審議会にも提案する中でいろいろとご審議をいただき、最終的な当町の条例へ盛り込むべきはどうかということを決めてまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） 13番、喜多議員。

○13番（喜多郁子君） 報道陣が飛びついてくるようなというまではいかななくても、やっぱり特徴ある斑鳩町らしい、それから先ほどから出ております斑鳩町は世界文化遺産を抱えておまして、やはり精神文化には非常に豊かなものを持っておると私も認識しておりますので、ですからそういったものに十分に配慮をされて、制定をされるのであれば、もちろん女と男が輝く未来計画がございますので、あれがベースになろうかと思うんですが、そういった条例の制定ということには細心を払っていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

私、これを申し上げようかどうしようかちょっと迷ったんですが、当議会には16名の定員数の中に女性議員が4名ございます。これは、全国的なレベルから見て多いのか少ないのか、そこまでちょっと私も資料を繰ってみることはなかったんですが、斑鳩町議会に昭和54年までには女性議員はゼロでございました。その4年後の昭和58年に一挙に3名の女性議員が誕生しました。私もそのときの一人であるわけでございますが、特にそのときの女性議員の誕生について、世間とか男性諸氏のおっしゃったことは、女のくせにと多くの批判を受けました。そしてまた、女は家でおしめを洗っておけと言った方もありまして、それから約20年ぐらいたった現在では、そういうことをのたまう方はございませんが、女性解放運動の先駆者として日本の女性史にその名をとどめております平塚らいてう、皆さんよくご存じだと思うんですが、「元始女性は太陽であった」、こういう有名な言葉を1911年、明治44年でございますけれども、文芸誌「青踏」の創刊号に発表しました。18世紀の半ば、イギリスでは女性が男性と同等に芸術論や科学論を対等に論じていた。その女性たちがはいていたストッキングがブルーでありまして、平塚らいてうは、それをとりまして、ブルーストッキングではなくて「青踏」という日本で初めての女性ばかりの文芸誌が誕生したのであります。その中に、皆様よくご存じの与謝野晶子もその名を連ねております。

国は、平成11年に男女共同参画基本法を制定しております。この法案の成立の背景には、女子差別撤廃条約の署名批准があり、男女共同参画が目指すべき社会の具体像は、総理府の男女共同審議会が平成8年に答申いたしました男女共同参画ビジョンに示され、女

性と男性が社会的、文化的に形成された性別、いわゆるジェンダーにしばられず、各人の個性に基づいて共同参画をする社会の実現を目指すものであると、男女共同参画社会は、ジェンダーフリーを目指すものであることを明確にしております。男女の役割を根本的に否定することは、家庭における父親らしさや母親らしさを否定して、日本固有の伝統的文化や慣習をも否定することになりかねません。

私は、こういった施策が浸透していけば、日本の将来像はどうか見えてきません。将来を担う子どもたちにとって、これが負の遺産とならないだろうかと危惧しております。まさにすべての男女が人間として協力し合い、それぞれが担わなければならない役割をしっかりと果たしていける男女共同参画社会でなければならないのではないかと思っております。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（小野隆雄君） 以上で、13番、喜多議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

なお、明10日は決算審査特別委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時40分 散会）